

平成 28 年 8 月 2 日

◎桑名委員長 ただいまから、総務委員会を開会いたします。 (9 時 59 分開会)

御報告いたします。三石委員から、所用のため、本日の委員会を欠席したい旨の連絡が
あっております。

本日の委員会は、「出先機関等の調査事項の取りまとめについて」であります。日程に
ついては、お手元にお配りしてある日程案によりたいと思います。

お諮りいたします。日程については、先ほどの説明のとおり行いたいと思いますが、こ
れに御異議ありませんか。

(異議なし)

◎桑名委員長 御異議なしと認めます。

なお、取りまとめの項目につきましては、出先機関の調査をした中で、課題と思われる
項目を一任していただきました正・副委員長で選定しております。委員の皆さんには、項
目について御了承願いたいと思います。

また、安芸市から当委員会が受けた要望についても議題としております。安芸市に対し
ましては、取りまとめた措置結果等については、当委員会から通知することといたします。

本日の委員会の審査の方法は、取りまとめ項目につきまして、執行部から措置状況等を
説明していただき、これに基づいて質疑を行うようにしたいと思いますので、よろしくお
願いをいたします。

《教育委員会》

◎桑名委員長 最初に、教育委員会について行います。なお、永野教育次長から公務のため、
本日の当委員会を欠席する旨の届け出があっております。

まず、教育長の総括説明を求めます。なお、教育長に対する質疑は、各課長に対する質
疑とあわせて行いたいと思いますので、御了承願います。

◎田村教育長 議題の説明に先立ちまして、教職員の不祥事につきまして、3 件御報告を
させていただきます。

1 件目は、公立小学校教諭がコンビニエンスストアで焼酎を窃盗した事案です。当該教
諭に対しましては 6 月 29 日付で停職 1 年の懲戒処分を行っております。

2 件目は、公立特別支援学校教諭が児童への指導の際に繰り返し顔などにけがを負わせ
た事案です。当該教諭に対しましては、6 月 29 日付で停職一月の懲戒処分を行いました。

3 件目は、公立小学校事務職員が前任校の中学校におきまして、就学援助金会計や P T
A 会計等の準公金等から約 390 万円を横領していた事案です。当該職員に対しましては、
4 月 20 日付で免職の懲戒処分を行いました。また、横領の事実を知らながら、教育委員会
への報告を怠った前任校の学校長に対しまして、給料の月額 10 分の 1 を 12 カ月減給す
る懲戒処分を行いました。

子供たちの教育を担い、模範となるべき教職員が重ねてこのような不祥事を起こしましたことは、本県の教育や学校に対する信頼を損なうものであり、県民の皆様の信頼を大きく裏切ることになりましたことを深くおわび申し上げます。まことに申しわけございません。今後は、法令遵守と綱紀粛正をなお一層徹底し不祥事の防止に努めるとともに、教職員一人一人が教育公務員の職責の重さを認識し、日々高い志を持って職務に精励することで、県民の皆様の信頼回復に努めてまいります。なお、詳細につきましては、後ほど小中学校課長から説明をさせていただきます。

それでは、議題の説明をさせていただきます。

まず、総務委員会の皆様におかれましては、4月26日から5月26日までの間、教育委員会が所管します県立学校及び出先機関、並びに市町村教育委員会が所管をしております小中学校の状況につきまして、調査をいただきましたことを厚く御礼申し上げます。今回、現地におきまして、各学校や出先機関のそれぞれの課題に対する取り組みとともに、卒業生の進路状況や部活動の状況など、教育全般にわたるさまざまな質疑を行い、学校現場の実情を詳しく調査をいただきました。また、取りまとめ項目となっております中高一貫教育や探究型学習の取り組み、特別支援学校の安全対策、司書の育成高度化などに関しまして貴重な御意見をいただいております。これらの項目につきまして、後ほど担当課長から教育委員会の考え方などについて御説明をさせていただきます。あわせまして、出先調査の際、安芸市から御要望がございました事項につきましても、担当課長から御説明をさせていただきます。

教育委員会では、今回、委員の皆様からいただきました御意見を踏まえまして、今後とも子供たちの持つ可能性を最大限に伸ばすことができる教育の実現に向けまして、全力で取り組んでまいります。委員の皆様には今後とも一層の御指導よろしくお願い申し上げます。

最後に、報告事項ですが、冒頭に御報告をしました教職員の不祥事のほかに2件ございます。まず、公立学校教員採用候補者選考審査における問題の誤り等についてです。

昨年度、実施しました教員採用候補者選考審査の第1次審査の筆記審査問題の一部に誤りがあったことが判明しました。これにつきましては、改めて採点し直し合否に影響がないことを確認しております。また、先月実施しました本年度の教員採用候補者選考審査の第1次審査の筆記審査において、運営の不備がありました。これにつきましては、不備が判明したのが採点前でしたので、採点において受審者間に不公平が生じないよう措置をしました。今後このようなミスを繰り返さないよう再発防止に向けた取り組みをさらに徹底してまいります。詳細につきましては、後ほど教職員・福利課長から説明をさせていただきます。

もう一つは、統合校の校名決定スケジュール等についてです。統合校の校名決定に関し

ましては、現在、高知県立学校の校名に関する検討委員会において協議を行っております。昨日、開催しました会議におきまして、統合校の校名候補の募集方法等が決定しましたので、その概要につきまして高等学校課から御説明をさせていただきます。

私からは以上です。

〈学校安全対策課〉

◎桑名委員長 それでは、「特別支援学校における安全対策について」、学校安全対策課の説明を求めます。

◎三浦学校安全対策課長 お手元の資料、赤のインデックスで学校安全対策課のページをお願いします。項目は特別支援学校における安全対策についてです。特に、日高養護学校を調査いただきました際に、消防対策とか避難につきまして御指摘をいただきましたので、日高養護学校を中心に火災対策について御説明させていただきます。

まず、日高養護学校の消火施設設備につきまして、寄宿舍・食堂棟にスプリンクラーを設置しております。そのほかにも各所に消火器及び屋内消火栓を設置するなど初期消火に努めるようにしております。

避難訓練につきまして、震災時の避難訓練も含めまして、年間5回実施するように計画しております。消防署の職員にも来ていただいた消防訓練や寄宿舍での夜間の被災を想定した夜間訓練なども実施しております。これらの訓練を通じまして、児童生徒に避難行動について学んでいただきますとともに、配慮が必要な児童生徒となりますので誘導する教職員がとるべき行動を徹底するようにしております。

次に、消防車の動線につきまして説明をさせていただきたいと思います。次のページをお願いします。左上が正門になります。真ん中ぐらいですけれども、運動場の下、南側に寄宿舍、さらに東側に寄宿舍がございます。こちらの建物が火災になった場合など、円滑な消火活動ができるのかと御指摘を頂戴しています。委員会による調査の後に、すぐにこのエリアを管轄します仁淀消防組合にお願いをしまして、実際に消防車両も来ていただいて確認をしております。図にございますように、正面から奥まった施設で火災が発生した場合につきまして、消防車両は矢印でお示しをしております3つのルートで進入ができ、消火活動を行うことができますので、現在の学校の施設設備で特に不備な点はないと消防署に確認をしております。

なお、第1校舎と第2校舎の間にごございます防火池ですけれども、消防法に基づく施設ではないと確認しております。実際に池の水を消火に使用することも想定しておりませんので、今回、学校と協議をしまして、防火池という名称を改めて通常の池という形で利用したいと考えております。なお、学校としましては、こちらの池を活用しまして小魚を飼育したいということです。

1 ページ目にお戻りください。(2) その他の特別支援学校です。日高養護学校以外の

特別支援学校におきましても、それぞれ消火設備を備えるなど初期消火に備えますとともに、緊急車両の進入経路の確保を初め、消火活動が円滑に行えますように施設・設備の整備を行っております。また、防災教育や避難訓練につきましても継続的に実施しており、円滑で安全な避難を行うことができますよう日ごろから取り組んでおるところです。

2の今後の取り組みです。火災や地震時に対する安全対策につきましては、学校安全対策の基本となりますので、特に支援が必要な児童生徒がおいでになります特別支援学校におきましては、円滑に避難行動が行えるようにするために十分な事前対策を講じるよう、今後も引き続き取り組んでまいりたいと考えております。施設・整備面の対応としましては、火災等に備えて日ごろから点検・整備に努めます。避難訓練等の実施につきましては、日ごろからの訓練が実際の火災等が起こった際の避難を実践するために非常に重要だと考えておりますので、引き続き防災訓練を行い、消防署とも連携をしながら、児童生徒の安全が確保されますように避難訓練を実施したいと考えております。

私からの説明は以上です。

◎桑名委員長 質疑を行います。

◎池脇委員 正門の横の防火ポンプ室は校内の外にあるんで、学校の施設なのか。

◎三浦学校安全対策課長 フェンスの外にはありますけれども、学校の設備になります。

◎池脇委員 このポンプ室は、どういうときに使われているのか。どういう機能を持っているのか。

◎三浦学校安全対策課長 屋内消火栓のために校内に6.2トン以上の水を確保しています。そういった水を実際に上げるためのポンプ室で活用していると聞いております。

◎池脇委員 消火栓はどこにありますか。6カ所。

◎三浦学校安全対策課長 図にお示ししていませんけれども、屋内消火栓は各校舎、寄宿舎等、各フロアに最低で1つ。管理棟と比較的大きな建物については、各フロアで2カ所つけています。

◎池脇委員 防火訓練の場合、消火栓をあけて消火の訓練の形では使われていますか。

◎三浦学校安全対策課長 実際に職員が使えないといけませんので、消火訓練の際に職員が消火栓で放水をすることも実施しております。

◎金岡委員 消防車の進入路は書いているんですが、この消防の水利はどこを考えていますか。

◎三浦学校安全対策課長 消火用の水につきましては、まずはプールの水を活用することを考えております。実際にプールの水が枯渇した場合は、周辺の日下川までホースをつなげてくみ上げることを消防署に確認しております。

◎金岡委員 そうしますと、体育館と大プールの間へ入るのが一番よろしいかと思うんですが、そういう考えを持っていますか。

◎三浦学校安全対策課長 プールの横にはプールの水用の消火栓をつくっておりますので、そこにホースを直接つなげることで放水が可能と。もしくは放水用のポンプ車につなげて、さらには圧をかけて放水するようです。

◎金岡委員 消防車のポンプと消火栓の圧力は全く違うんです。ですから、消火栓につながり十分に能力を発揮できるとはとても思えません。これはプールの水を使うべきだと思いますので、ここへ消防車を誘導すべきだと思いますけれども、どうでしょうか。

◎三浦学校安全対策課長 実際に消防車が消火用に使用する水はプールの水を想定していると聞いています。

◎金岡委員 そうすると給水管を大プールへ持っていかないといけないですね。そうしますと一番近いところへ持っていくのがセオリーだと思いますがどうでしょうか。

◎三浦学校安全対策課長 そこは御指摘のとおりだと思います。実際に消防組合に確認しましたところ、実際はこちらの建物を見る限りは特に消火に支障があるとは考えていませんと回答いただいております。

◎米田委員 寄宿舍の利用者と先生、泊まる人の人数とか定員とかありますか。

◎三浦学校安全対策課長 現状、直近で 59 名の児童生徒が利用されております。特に少ない夜間については、職員が 11 名体制で張りついております。ですので、一番少ない 11 名体制での避難訓練を行うなどの取り組みをしています。

◎米田委員 いろいろな判断が十分できない子供もいるかもしれないので、指導員の先生が 11 人でいいのかどうかということと、夜間訓練もやられているわけで、特に夜間訓練をして、もっと必要な施設とかがあればお聞きしたいですけれど。

◎三浦学校安全対策課長 訓練をする際には消防署の署員にも来ていただきまして、実際に問題点があるか御指摘いただいて振り返りながら、なお改善をしている状況になります。11 名体制で手が足りるかつきましては、職員が多いほどケアができますので間違いないですけれども、学校としましては現体制でできることを必ずやり切ることで考えております。消防署につきましては、訓練自体には今のところ問題は見受けられないと。ただ、生徒が避難した後、例えば避難場所として北側のグラウンドに想定しているんですけれども、グラウンドに逃げた後、独自に動く児童生徒もいるので、避難した後もしっかりと管理をしないといけないという指導は受けているとお伺いしています。

◎米田委員 指導員の先生を構えるのは大変ですけど、59 人で 11 人を基準にして、その範囲内で精いっぱいやるじゃいけないわけで、障害を持たれた子供たちがおるわけで、今後も十分に体制を検討していただきたいと思いますので、要望しておきたいと思います。

◎池脇委員 相模原の大変な事件が起きました。障害者の方に対して、元職員がああいう行為を行ったということにおいて、そうした事件が高知県で発生しないように検討されたと思いますけれども、どのようなことを検討されましたか。

◎三浦学校安全対策課長 今回の事件を受けまして、夜間の不審者の進入には気をつけな
いといけない。それは昼間も含めてですけれども、日高養護学校にまずは確認しましたと
ころ、日中も生徒が勝手に外に出ないようにという趣旨もございますけれども、玄関の正
門は通常閉めております。不審者が来てもすぐわかるように、訪問者には必ず何がしかの
名札をつけるという対応をしています。名札をつけていない人間がいると、明らかに関係
者外になりますので、すぐに対応するべく日ごろから取り組みを進めておるところです。
夜間につきましては、鍵をしっかりとかけて対応せざるを得ないと考えておりますので、
引き続きそういった対応をとっていこうと話をしております。

◎池脇委員 あの事件の状況をマスコミで報道されているんですが、夜勤体制でおられた
職員の対応の問題ですね。すぐさま 110 番はしていなくて、大変なことが起きていること
を同僚職員、あるいは夜勤していないところに連絡をしていた状況が浮き彫りになってき
ているんです。緊急時に何が起きているのか職員はどれだけ認識できたのかということ
も我々に伝わっていないです。大事なのは、まず初期に何が起きているのか判断をして、
すぐさま警察等に通報し、侵入者に対してどういう行動を起こしたかが報道の中で見えて
きてないんですけれども、通常、学校であれば、マニュアルをつくって、それでさすまた
を構えるということは、一時、池田小学校事件の後はやっていたんですが、その後、緊張
感がなくてできていない状況があったわけです。今回の事件が起きて、再び緊張感を持っ
て安全対策の訓練も必要だと思うんです。意識も変えなくちゃいけないけれど、そのあた
りまで今後しっかり養護学校等については、指導する必要があると思うんです。具体的
なこともきちんと踏まえてやらなくちゃいけないと思うんですけれども、その点はどうで
しょうか。

◎三浦学校安全対策課長 御指摘のとおりだと考えますので、改めてこれは特別支援学校
のみではなく、通常の県立学校も含めまして、不審者対策を徹底して取り組んでまいりま
す。

◎金岡委員 もう一点だけ確かめておきたいと思います。消防車の動線ですが、本当に消
防に來ていただいてやったんですか。

◎三浦学校安全対策課長 実際に使用するポンプ車に走っていただきました。管理棟と第
3校舎、第2校舎の間に渡り廊下がございますけれども、ポンプ車に中を走っていただい
て実際に通れることを確認しております。はしご車のような非常に背の高い消防車につい
ては渡り廊下の下をくぐれませんので、一番下側、南側に動線がありますけれども、こち
らの動線を入れていくことで確認しております。

◎金岡委員 もう1件、消防車をこの寄宿舍の食堂棟の西側の辺へ持ってくるという想定
をずっと続けてやっておるんですか。

◎三浦学校安全対策課長 実際に消防署の方にお伺いしたんですけれども、消防車両をど

こにとめてホースをつなげていくのかというのは、プールの水を活用することで考えておりますので、恐らくはプールの近くに消防車両をとめて、そこからホースをつなげていくであろうとお伺いしております。

◎依光副委員長 質疑を終わります。

〈高等学校課〉

◎依光副委員長 次に、「中高一貫校における学力向上の取り組みについて」及び「探究型学習の充実に向けた取り組みについて」、高等学校課の説明を求めます。

◎高岸高等学校課長 お手元の資料の赤いインデックス、高等学校課の1ページをお願いします。まず、中高一貫校における学力向上の取り組みについて説明をさせていただきます。連携型の中高一貫教育校につきましては、現在、嶺北地域、津野山地域、大正・十和地域、そして土佐清水地域の4地域で行っております。

取り組みとしましては、中高それぞれの授業への教員の相互乗り入れであったり、中高の接続や中学校の内容の学び直しのためのオリジナル教材を作成、活用したり、中高合同の教科会あるいはキャリア教育講演会を実施するなど、中高の6年間を通じた学力向上等の取り組みを進めているところです。

その結果、継続した指導で中高の円滑な接続ができるようになったこと。また、幅広い学力層の生徒がいる中で、主体性の育成や個に応じた指導により生徒の進路を一定保障していることなどの成果も見られます。例えば、1ページの中ほどにありますけれども、国公立大学の進学につきましても4地域とも連年、進学者を出すことができいております。

一方、課題としましては、地域全体の生徒数が減少する中、各地域ともに連携中学校からの入学者の確保が十分できていない状況があります。下段に一覧表がございます。

こういった状況の中で今後の取り組みとしましては、キャリア教育や学力向上という視点から、さらに中高6年間を見通した充実した指導を続けていくこと。また、連携中学校や地域との活動を充実していくこと等をさらに推進していきたいと考えております。

2ページをお願いします。次に、併設型中高一貫教育校について御説明申し上げます。設置状況につきましては、安芸中学校・高等学校、高知南中学校・高等学校、中村中学校・高等学校の3校です。併設型中高一貫教育校における取り組みとしましては、中高それぞれの授業の相互乗り入れ、あるいは、各種テストを活用した学力向上や、中だるみの防止対策。あるいは、授業改善や探究型学習を進めるなどの取り組みを推進しているところです。そういった取り組みの結果、一定の成果としましては、中高6年間を見通した指導が進められていること。中高合同の行事であったり、生徒会活動など異年齢の交流によりコミュニケーション能力を養っていること。そして、国公立大学の進学の成果も一定残しているところです。

しかしながら、学校生活のなれから、中学3年から高校1年にかけて中だるみが一部見

られること。また、大学進学につきましては、まだまだ十分と言えない状況などの課題があると認識しております。大学の進学者数につきましては3ページの上段に進学者数、それと進学者数の中の中学校から上がってきた生徒の内数を記入しておりますので、ごらんいただけたらと思います。

今後の取り組みとしましては、生徒の大学への進学の意識をさらに醸成しまして、教員の指導力の向上のための進学合宿を実施したり、ICT等を活用して個々に応じた学習指導を実施したり、また、アクティブ・ラーニングに基づく授業改善をさらに推進をしたいと考えております。そういった中で、進学状況についても、さらに充実を図っていきたいと考えています。

4ページをお願いします。探究型学習の充実に向けた取り組みについて説明をさせていただきます。まず、これまでの高等学校の取り組みとしましては、「総合的な学習の時間」、あるいは、課題研究などさまざまな角度から取り組んでまいりました。また、グローバル教育推進校に指定されております高知西高等学校、それから高知南中学校・高等学校におきましては探究型学習の研究を行っているところです。さらに、通常のテストではなかなか評価が難しいとされております思考力やコミュニケーション力など、生徒の主体的な学びの過程をみとる視点を共有するために、パフォーマンス評価に取り組めるようルーブリック評価表の作成にも取り組んでいるところです。

両校の具体的な取り組みとしましては、まず、高知南中学校・高等学校におきましては、東京大学の大学発教育支援コンソーシアム推進機構であったり、埼玉県、広島県等の協力を得まして、現在、知識構成型ジグソー法という協調学習を取り入れた授業の研究実践を行っております。また、高知西高等学校におきましては、スーパーグローバルハイスクールの指定を受けまして、県内及び国内外のフィールドワークを通して、食をテーマにして、みずから課題研究に取り組む、思考力、判断力、コミュニケーション能力を高める取り組みをしているところです。

5ページをお願いします。大きな課題としましては、課題解決能力を育む取り組みがまだまだ十分ではないこと。あるいは、探究型学習を進める上で非常に重要となります生徒自身の振り返りが、まだ十分でないことなどの大きな課題があると認識しております。

そういった課題を解決していくために対策としまして、一つはチーム学校としての取り組み。学校全体で探究型学習に取り組んでいくこと。また、教員の資質・指導力の向上も課題で教員のスキルアップとして指導方法の改善。教員の指導力の向上が非常に重要でアクティブ・ラーニングの観点からも指導方法の改善など、課題に対応した研修を実施していきたいと考えております。以上のように、探究学習の充実についてもさらに努めたいと考えております。

高等学校課からの説明は以上です。

◎依光副委員長 質疑を行います。

◎金岡委員 1点だけ。連携型中高一貫教育校について、交流授業というチームティーチングがあるのですが、嶺北高等学校で土佐町が1人雇い入れているんですが、それが生かされてない。教員免許を持っていないということで、授業に使われていないところもあるんですが、そこら辺も十分に生かせる方法をぜひとも考えていただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

◎高岸高等学校課長 教員免許を持っていなくても、いわゆるT2として授業に入ることは可能ですので、外部人材の方々の活用についても、学校あるいは市町村と確認しながら、どんどん進めていきたいと考えております。

◎横山委員 山田高等学校の説明もありましたけれども、たしか出先機関調査でお伺いしたときに山田まん、すごい頑張られていると思ったんですけど、先日、コンビニエンスストアに入ったら、レジの前の一番いいところに山田まんが並べられていて、本当にすごいなと思って買って帰ったところですが、地元の間人も勇気をいただくし、当然やっている人間は達成感が得られると思うんですけども、これからいろんな企業がCSRとか、企業がどうやって地域にいろんな意味で恩返しをしていこうかということを考える、今、過渡期に本当に来てると思うので、こういう全国的な企業に地域の高校生とか、若者が一生懸命頑張っていることを一緒にアピールしてもらって、そういう相乗効果になっていいと思うんですけど、そのようなところに働きかけることはどうお考えですか。

◎高岸高等学校課長 今、山田高等学校の事例がございましたが、山田高等学校につきましては本当に先進的な取り組みをしています。生涯学習課の事業を使いまして、総合的な学習の時間を使って外部との交流連携を進めている先進的な取り組みだと考えています。山田高等学校に限らず、外部とのつながり、市町村、地元とのつながりを各校非常に大事だと思っております。そういった意味で外部の力もどんどんかりていくことで、外に出ていくことは大事なことだと認識しておりますので、例えば産業高校でしたらインターシップとか、就職につながるようなこと。あるいは、普通高校には普通高校のやり方がいろいろあると思いますので、どんどん外へは出ていく方向で進めていきたいと思っております。

◎池脇委員 まず、連携型中高一貫教育校ですけれども、一定の進学の効果が出ていると思うんですけども、こうした郡部における学校は一方で進学だけでなく、その地域に必要な人材も育てなければならないというところで、進学だけに特化することができない状況もあると思うんです。しかし、その地域から子供たちが進学を求めて、市内の進学校に進んでいる状況もあって、生徒数が減ってきている。この中で二兎を追うことは難しいかもしれませんが、だからこそ中途半端な対応では、やがてじり貧になっていく状況も今まで学校の統合化で長い時間をかけて経過を見てきているんですけども、なかなか

かそれに対して抜本的ないい案がない状況で対応を強いられている現状がありますけれども、ここで本当に抜本的なものを考え出さないか、この状況がとまることは余り期待できないと思います。特に、人口減少問題がかなり厳しい状況にこれからなっていくわけですから、その中で高校が存在するかしないかというのは、その地域の非常に重要な要素だと思います。ですから、連携型中高一貫教育をもう少し、本腰を入れておると思いますが、まだまだやれることがあると思うんです。そのためにも、例えばここで取り組みとか課題を書いてあるんですけども、進学のことについては、先生方に進学に対する進学指導力の向上を目的にした研修とか、合宿を行うと述べられているんですけども、こういうところに進学のスぺシャリストを人事で置くことが、まず大事じゃないかと思うんです。その上でその人を中心に、教員の皆さんにその意識の啓蒙を図っていく。そういう人がいないから、こんな合宿をやってもそれほど意識が高まっていかないのではないかと思うんですが、その点はいかがですか。

◎高岸高等学校課長 現在も、連携型中高一貫教育校の高校のほうで中心となる先生方が先頭に立ってやっています。その上で、連携型中高一貫教育校に限らず教員の力量を高めるための進学協が主催した研修会に参加をしたり、あるいは県外の予備校に自主的に参加をしたりという取り組みを進めているところです。委員の言われるように、県全体の人事としても考えていかなければならないことは重々承知をしておりますので、人事の中でまたそういった点についても検討を深めていきたいと思っております。

◎池脇委員 もう一点、アクティブ・ラーニングに基づく授業改善をさらに推進と。だから、実際にアクティブ・ラーニングの授業が一定の力量をもってできる先生が派遣されているかどうかなんです。身近なところでその先生の授業を見ていかないと、単に教員研修で学んできたからといっても、なかなか効果は出せないと思うんです。先生をしっかり派遣して、そして学校での授業を充実させていくという両輪が必要だと思いますけれど、いかがですか。

◎高岸高等学校課長 5ページの一冊下にありますがけれども、県内での1日の短期の講習で普及していくことはもちろんですが、今、御指摘のあったように先進校へ長期派遣をして、そこで1年間あるいは2年間学んで帰ってくる先生方の育成にも取り組んでおります。そういった先生方に戻ってきていただいて、中心的に活動をしてもらおうと考えております。現在、そこに書いておりますように、東京学芸大学附属国際中等教育学校には4人派遣をしております。あるいは、堀川高等学校とか、広島県の加計中学校とか、それぞれ派遣をして、県内の先進的、中心人物になってもらいたい。もう既に終わって帰ってきて中心的に活動している先生方もおられますので、そういった取り組みを先頭にしながら普及活動に努めていきたいと思っております。

◎池脇委員 次に、グローバルにかかわる件ですが、先日、東京都立国際高等学校

を視察してまいりまして、ここは長年、国際的な人材を養成する学校、そこが国際バカロレアの認定を受けて今取り組んでいる。もともとの基礎が違うということもあるんですけども、ここは中学校は持っていませんので高校からやるわけですけども、国際バカロレアのコースは定員が20名ですが、実際にそのコースに入る都内の子供が10名足りないんです。外国の方、帰国子女が多いということで、なかなかレベルが高い。英語で全てやっているの、高知県の新しい学校は日本語のコースを選ぶわけで多少は難易度が違いますけれども、授業を少し見せていただいたんですけども、先生も生徒も全部英語です。外国人もまじって日本人の生徒も半分ぐらい。化学の授業でしたけれども、広い化学教室の中で使っているのは前の先生のところだけなんです。少数での授業なんです。しかも、対面で授業をやっていますから、全部英語でやりとりしているんです。先生はフィリピンの先生です。教員体制も外国の先生をしっかりとそろえておられる。そういう授業を見せていただいて、これを高知県でやろうとなると、先生方の力量は大変になる。いつも板書でしか授業をやっていないですから。対面で五、六人の子供を集めてやる授業になれてないです。しかし、それがまさにアクティブ・ラーニングで探究型でもあるわけですね。都立国際高等学校で、そういう授業ができる先生方はいらっしゃるんですかと言ったら、なかなかいないので、そういう先生方を育てるのが大変ですと。あの東京都でたくさんの教員がおる中でも、そういう先生が少ないと。ですから、高知県でこれやる場合には相当事前の準備を周到にして、先生方を育てていかないと難しいと実感をしました。そのために必要なことってあるかと思うんですけども、今どういう準備を具体的に積み上げていっておられるのか、お聞かせいただけますか。

◎高岸高等学校課長 教員の育成につきましては、先ほど見ていただきました5ページの先進校への派遣を実施しております。それから、4ページにあります高知西高等学校につきましては、スーパーグローバルハイスクールの指定を受けております。高知南高等学校につきましては、協調学習、いわゆる知識構成型ジグソー法という手法を取り入れて、各県からの協力を得ながら今研究を進めておるところです。この2校の取り組みを今度の新しい学校へとつなげていきたいと考えているところです。これらの学校の研究成果につきましては、それぞれ研究成果発表会で年度ごとに発表をして各県立学校に広げ、そして新しくできます学校にもつなげていきたいと考えています。

◎池脇委員 それは旧来のやり方と同じじゃないですか。先進校に派遣をして、そしてモデル校をつくってとか。そういうことを聞いているんじゃないです。その中身はどうですかと聞いているわけです。だから、派遣の人も幾ら研修しても、研修を受ける人数が少なかったり派遣をされる人数が少なかったら、学校を変えることはできないんです。具体的に例えばこの派遣の人数を旧来であれば1名であったのを3名派遣していますとかという中身を教えていただきたいんです。派遣するのは当たり前のことであって、そのあたりが

本気度があるのかが見えるわけです。でないと、1人の人が派遣されて帰ってきて、その人が一生懸命やったってわからない人がいっぱいいるわけですから、その人だけが浮いてしまうわけです。それを打ち破るために、例えば派遣人数をこれぐらいにふやしているとか、あるいは連続性を持っているということを教えていただきたいんです。

◎高岸高等学校課長 先進校への派遣は、池脇委員がおっしゃるように毎年可能な限り増員をして進めているところです。新しい取り組みとしましては、埼玉県教育委員会に指導主事の派遣を昨年度から実施をしております。指導主事として派遣して、指導主事の立場からこういった協調学習等々の手法を学んで、いかに県内に広めていくかという取り組みを進めております。昨年度1年間、指導主事として派遣したものが県教育委員会のに戻ってきておまして、中心としてやっております。また、今年度も別の教科の指導主事として、埼玉県に派遣して継続した取り組みを続けています。そういった指導主事の派遣をしながら、教員への指導のノウハウについても先進県から学び、高知県としての形がどうあるべきかというのをつくり、推進していきたいと考えています。

◎藤中教育次長 補足させていただきます。先ほど委員が言われました東京都立国際高等学校については、IB教育は高校の3年間ということで、人材の不足のお話がありましたけれども、さらに地方におきましては、非常に難しい状況です。そういった意味で、高知県は6年間の中高一貫教育校でやっていこうというところで、中学校の1年生から既にそういった研修を受けた者が、10教科、中学校ありますけれども、その中の主要教科を全て研修をされると。派遣された教員がスタッフとして対応する。プラスそういったメンバーとともに研修をさらに校内で重ねた者が授業に当たりながら、中学校の3年間、そして高校の2年3年のディプロマに向けての実践を積み上げていく形でやっていきたいということで、今までのように派遣して、それが中核になってやるというよりは、全ての教員が研修を受け、あるいは核になる人材として学校が立ち上がって進めていく。確実に6年間で成果を出すためのスタッフ体制は整えられるような人員の派遣を確実にしていくと。平成30年度の開校に向けて、その段階ではそういった経験ができるスタッフが1年生を全員が指導できるような状態にすると。そういったところまで計画的に教員派遣と、それから養成をしているというところをつけ添えさせていただきます。

◎池脇委員 国際高等学校の校長がおっしゃっていましたが、国際バカロレアの認定には研修を受けなくちゃいけません。国内でも受けられるんですけども、あえて私たちは海外で受けさせていますと。それは本場で肌感覚で研修を受けないと、その中身だけでは育たないんですと。だから、あえて現地に行って海外で研修を受けさせて帰ってきてもらっていますと。だから、先ほど次長がおっしゃったように1人を、こういう先進校に派遣して帰ってきて現場で育てる、その感覚が弱いんじゃないかと。これは多分、指導主事を1名ぐらいしか出してないと思うんですけども、やはり複数は出していく。1人の感

覚だけでは十分習得できない。複数であれば、「あなたはそう感じてたの。私はこうだったけれど」と深められるんです。そういうことをきちんとやらないとなかなか難しいんじゃないか、ひとりよがりになってしまうと私は言いたかったわけです。そういう意味では重層的なことをしっかりやらないと、理屈だけわかって、なかなかそれは力にはなり得ないと感じましたので、その準備段階でこういう派遣も含めて、重層的な対応をぜひとっていただきたい。予算が要るので大変だと思いますけれども、学校を成功させるためには、それだけの準備をしっかりとできないと思います。スタートしてしまったら、それが最初の感覚になります。その最初の感覚が低かったら低いなりにしか進まない。そのところが一番大事だと思いますので、ぜひもう少し思い切った準備をしていただきたいと思います。教育長、いかがですか。

◎田村教育長 国際バカロレアは、地方の公立学校で取り組むのは高知県が初めてということで、ハードルは相当高いものだと思います。ということもありまして、一つはグローバル教育推進委員会を立ち上げまして、国際バカロレアの東アジアの理事も務めている坪谷さんを含めまして、文部科学省の英語教育の担当の方とか、いろいろ知見のある方に集まっていただいて、本県においてグローバル教育、ましてIB教育に取り組むためにはどうあるべきかといったことについて御指導いただいています。そういった外部的な視点も入れながら、あとは内部の人材の育成については先ほどから御説明していますけれども、もう一つは、国際バカロレアに向けて学校運営のあり方を考える必要がありますので、国際バカロレアについての特別な研修を受けたノウハウを持った教頭を高知西高等学校に採用させていただいて、運営についての問題についても対応をしていく。それから、教員の資質、能力の向上についてもさまざまな形で対応していくと。お話のありましたように、今で十分かというところと十分でない部分もあると思いますので、そこはなお中でも話をしながら強化していきたいと考えております。そういった形で何とか地方の公立学校で、国際バカロレアが初めて高知県で成功したということになるように努めてまいりたいと思っています。

◎池脇委員 最後に。国際バカロレアには図書館の充実が非常に重要であるというお話がありました。洋書もそろえなくちゃいけません。しかも探究型ですから、子供たちが積極的に調べなくちゃいけません。どの洋書を使って調べられるかということ、きちんとアドバイスできる専門の司書を置いておくことが非常に重要になります。図書館の充実と優秀な司書を育てておくことが大事になりますから、今のように入館者数で対応することは、当然限界があって無理だと思います。新しい学校は、そのあたりも踏まえて、しっかり準備をしていただきたいと思いますということを要請しておきます。

◎米田委員 1 ページの連携型中高一貫教育校で課題にもありますけれども、連携中学校からの入学者が減少している。数を見たら、ほかはふえたり減ったりしていますけれども、嶺

北高等学校が端的に下がってきていますよね。この評価をどう見るのかということと、地域の高校を守ること。また、経済的な問題から地域にやはり高校を残して進路を保障するということからして、郡部の高校を守らないといけないと考えたときに、連携型が十分成果が上がっているのかという思いもするんですが、県の教育委員会として総力を挙げて地域の高校をどうするのか、もっと目に見えるように力を発揮してもらいたいし、県民にも訴えられるような取り組みをしないと連携中学校からの入学者が徐々に減っていくと思うんですよ。大変なことになるので、そこら辺決意も含めて、どうしていくのか一言聞いておきたいと思います。

◎高岸高等学校課長 地域の学校は本当に必要だと私としても思っております。その中で、地域との連携という言葉を使いますが、連携ではなくて本当に手を結ぶということが進んでいかないと、今、委員の御指摘のように、どんどん減っていく状況があらうかと思えます。嶺北高等学校につきましては、今回、視察もしていただいたように、今年度につきましては看護系の専門高等学校・専門学科へ進学が多かったということで極端に低くなったこともありましたが、全体を通して、この4地域とも少なくなってきておりますので、地元の市町村教諭あるいは市町村のそれぞれの住民の方々と手を結んで、さらに振興対策をとっていきたいと考えています。

◎金岡委員 1点だけ。重ねてですが、国際バカロレアまではいかないですけども、先ほどから説明のあったようなことをやろうとして、地域でアメリカから帰ってきた方を受け入れてやってるわけです。極めて先進的な考え方の中で、アクティブ・ラーニングというようなことで進めていこうとしています。実際にいろいろ取り組みをしていますけれども、それがうまく現場とかみ合わない。これが現実であります。うまくいけば非常に優秀な方ですので、能力を発揮していただいて、具体的に言えば語学教育、英語なんかは言うまでもない、また専門的なところでは農業昆虫学のドクターをアメリカで取られて、いろんなところで実力が発揮できると考えています。県下でもまれな人材だと思いますので、ぜひともうまく使っていただいて、やっていただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

◎高岸高等学校課長 現在でも嶺北高等学校において、授業とか行事とか、いろんな分野でお手伝いをしていただいていることは学校から聞いております。委員の御指摘にあったように、さらに充実できるようどういった取り組みができるのか、本職がありますので、そこは御相談しながらなるんですけれども、学校にどういう形で御協力いただけるのか嶺北高等学校を中心にまた相談を進めて、より充実した形がとれるよう検討を重ねていきたいと思っております。

◎金岡委員 先ほど来、いろんな学校へ派遣をしてという話もありましたが、もちろんそれも大事なことでありますが、外部からの優秀な人材を活用するというのも同じ目的を持ってできることだと思いますので、今後とも強力に進めていただきたいと思えます。これ

は要望です。

◎**横山委員** 中高一貫教育校の安芸高等学校と中村高等学校、この夏の野球の大会でかなり活躍されて、ベスト8と準優勝ですか、本当に大変頑張られたと思いました。崇高な理念を持って、いろんな技術も取得していくのも大事ですけど、この6年間1つのことに通じて白球を追いかける、他のことでもいいですけど、やるということは本当にかげがえのない教育の一環だと思いますし、また、先日の高知新聞にも高校球児がすごい減ってきていると書かれてましたけれど。そういう中において、この中高一貫で高校へ入るときに野球部の子供たちが減る、野球王国高知の高校球児が減るというのも、一つこういう形でまた機運が盛り上がって、食いとめていただければいいというようなことで、野球部に対するエールも込めて要望させていただきますので、またよろしく願いいたします。

◎**依光副委員長** インターネット学習教材についてお聞きしたいと思います。中高一貫教育校の中だるみのところで、ICTを効果的に活用することで、学力状況や進路希望に応じた学習指導を行うことで、山田高等学校で見せていただいて、非常に成果を上げてると。今、夏休み中で、朝、土曜日にやっているということで見させてもらって、中学校の学び直しとか、英単語とか、英語検定を中心にやられていたんですけど、この教材自体が山田高等学校が指定を受けてやられているということですけど、これを今後も続けていただきたい。

それと、スタディサプリ、iPhoneとかスマートフォンで家庭でもできるということですけど、通信料を定額にしているのか。料金体系が違って、お金があるところは一日中できるけれど、できない子はかわいそうに感じたのと、そういうのもあって学校の先生方が夏休みの教室に来てもらって、塾のような形だったら自由に何時間でもできるということで、先生方も土曜日に出てこないといけないので大変ですけど、非常にいいと思って。もう一つはパソコンも、インターネットだけ使えばいいので、養護学校からもらってきた廃棄の分を使ったとか、工夫次第で非常に効果を上げるのではないかと、ぜひ続けていただきたいと思ってますけれど、その取り組みについて教えていただきたいと思えます。

◎**高岸高等学校課長** スタディサプリにつきましては、本年度から本格的に13校において導入をして進めております。今、委員が御指摘のように、スマートフォン等、生徒が持っている環境はいろいろ違いますので、各学校でパソコン等を自由に使える教室を、山田高等学校のように準備しながら、個々の生徒に対応をしている現状がございます。持っている生徒につきましては、家でもできるけれども持ってない生徒は、帰ったらできない状況がありますので、学校で対応ができるように学習室などを構えて、そういった生徒についての対応はできるように進めているところです。この夏休みは各学校において、補習的な取り組みということで進めている状況です。

◎桑名委員長 以上で、質疑を終わります。

〈新図書館整備課〉

◎桑名委員長 次に、「図書館における司書の育成高度化について」、新図書館整備課長の説明を求めます。

◎国則新図書館整備課長 図書館における司書の育成高度化につきまして御説明します。お手元の資料の新図書館整備課のインデックスのついた1ページをお願いします。

1の新図書館開館に向けた司書の育成です。平成30年夏ごろの新図書館開館に向けまして、図書館サービスを適切に提供できるよう司書の資質向上に努めているところです。

具体的には、図書館サービス全体を理解し、各自が専門分野を持ち、新図書館で提供するサービスを担える司書を育成との育成方針に基づきまして、館内で行う体系的研修と県外研修を行っております。

まず、体系的研修では、一、二年目の職員を対象とした基礎研修から、8年目以降の職員を対象とした上級研修まで、勤務年数に応じてレベルごとに必要な図書館業務に関する知識や能力を身につける研修を日常的なOJTと並行して実施しております。あわせて、国立国会図書館などが行う中堅職員ステップアップ研修などの総合的な研修や、児童サービス、課題解決支援サービスといった専門的な分野の研修に参加し、館内研修では得られない知識や技能の習得に努めております。

次の2の現状及び課題ですが、下の表にございますとおり、20代、30代の若い職員の割合が多く、専門分野のスキルも十分でない状況にあります。このため、若手職員の能力の底上げや利用者の多様なニーズに対して迅速かつ的確にサービスが提供できますよう専門性の向上が課題となっております。また、専門機関と連携した取り組み事例も少ないことから、専門機関との連携強化に向けて、現在、専門機関を訪問するなどし、関係づくりや図書館サービスの周知などを行っているところです。

次に、3のさらなる司書の育成・高度化に向けた取り組みです。新図書館には、住民一人一人の読書を支援するというこれまでの図書館の役割機能に加えまして、地域を支える情報拠点として、暮らしや仕事に役立ち、あわせて県内の読書環境、情報環境を充実・向上させていくことが求められております。特に、課題解決に役立つ課題解決型図書館として、暮らしや仕事の中で生じるさまざまな課題解決を支援する機能を充実・強化することにしておりますので、現在、レファレンス力を初め、司書のスキルアップに取り組んでおります。

次の2ページをお願いします。具体的な取り組みとして、まず(1)の資料・情報に精通し、専門性の高い司書の育成ですが、①の課題解決支援サービスに関する県外研修の充実は、今年度、研修予算を承認いただきましたので、担当の司書を各研修に参加させることにしております。

②以下につきましては、新図書館は縣市合築による図書館ですので、県と市が合同で取り組んでおります。②の司書レベルアップ研修は、県立図書館の司書が講師となり、県市の職員が一緒になって書誌データや検索技術などを学ぶ研修を行うものです。次の③から⑤につきましては、他の図書館の先進的なサービスや取り組みなどを学び、新図書館で実施するサービスに生かすため、先進図書館への長期派遣研修や視察、図書館関係者など外部講師による研修を行うものです。

こうした研修などを通じて業務に関する知識の習得だけでなく、職員の気づき、意識改革から新図書館を見据え、サービスの提供の仕方などに至るまでさまざまなことを学び感じ取ることで司書のステップアップにつなげていきたいと考えております。

⑥の県市の相互派遣研修は、互いの仕事の内容を把握し、開館後に円滑にサービスが提供できるよう昨年度から実施しているものです。

次に、(2)の専門機関や団体などに信頼され、連携・協力した取り組みができる司書の育成を加速化です。まず①のレファレンス力を高める実践研修ですが、これは高知県産業振興センターなど専門機関から実際に質問や調査を出してもらい、チームで検討し、回答していくことで、担当司書全体のレファレンス力を引き上げていくものです。この実践研修を通じて専門機関の方に図書館が役立つということを実感してもらい、専門機関と図書館とが一つのチームになって事業者を支援する体制づくりを構築していきたいと考えております。

次の②の専門機関などとの関係づくりの強化です。現在、図書館サービスのさらなる充実などについての検討を行う分科会において、関係機関の方と一緒に相談会やセミナーの開催などに関する検討を行っております。この分科会での取り組みのほか、③の専門機関のセミナーや講演会への参加や、司書が専門機関を訪問するなどして、図書館に対するニーズなどの把握や外部の方とのやりとりを通じ、コミュニケーション能力の向上などに努めていきたいと考えております。あわせて、利用者の相談内容に応じて適切に専門機関を紹介できるよう、開館前から必要に応じて相互に連絡し合える関係づくりを構築し、強化を図っていきたいと考えております。

こうした取り組みを通じまして、新図書館が地域を支える情報拠点としての機能や役割を十分に発揮できますよう、今後も司書の育成に努めていきたいと考えております。

私からの説明は以上です。

◎桑名委員長 質疑を行います。

◎池脇委員 先進図書館への長期派遣研修。神奈川県立川崎図書館と調布市立図書館等となっておるんですが、それぞれの図書館、県立図書館と市立図書館、分けられているんですが、これは全員、県の司書は行ってるのか、市立図書館は高知市の司書が行っているのか、そのあたりの内訳はどうなんですか。

◎国則新図書館整備課長 資料の2ページに書いていますけれども、縣市合同で実施ということで、ことしは神奈川県立の図書館、それから調布市立の図書館に、縣市から各1名を3カ月派遣することになっております。縣市の合築の図書館ということで、それぞれ県立図書館の仕事を覚える、それから市町村立の図書館の仕事を覚えるということで、一緒に行って行うようにしております。

◎池脇委員 神奈川県立川崎図書館は何を研修されるのか。目的があると思いますので、どういう特徴がある図書館でということをお説明いただけますか。

◎国則新図書館整備課長 神奈川県立川崎図書館は、ビジネス支援が非常に特徴のあるところでして、古いビジネスに関する図書資料から特許とかいったものに関する資料とかが豊富にございまして有名な図書館です。新図書館は課題解決型支援図書館ですので、そちらのほうに力を入れてやっていきたいと思っています。そこをぜひ勉強してきてほしいと思っています。

調布市立図書館は、調布市という場所柄で、非常に利用者が多いというのもございますし、障害者サービスの関係もやられておるところで、新図書館は非常に規模の大きい図書館で利用者も多くなりますので、利用者への接し方を学ぶとともに、障害者サービスについても、きちんとしたレファレンスを含め対応できるように派遣を考えております。

◎池脇委員 あと、専門機関との関係づくりで、具体的に専門機関とはどういうところですか。

◎国則新図書館整備課長 資料にございますとおり、関係機関、ビジネス関係で申しますと、県の産業振興センター、ココプラ、高知商工会議所がございます。それから、健康・安心・防災の関係でいいますと、看護師協会、栄養士会、先ほど説明の中で触れさせていただきましたけれども、現在、サービスのさらなる充実のための分科会を行っておりますので、そちらに来ていただいている方なんかを通じて、現在、関係づくりを行っているところです。

◎池脇委員 あと、県外研修で1ページにあるんですが、国立国会図書館と日本図書館協会で研修を受けられているんですけども、これは主にどういう内容の研修を目的にされて派遣をされておられるんですか。

◎国則新図書館整備課長 体系的研修を館内のベテラン職員が講師になってやっているものです。それ以外の例えば県外研修ですと、基本的なものからそれぞれ職員ごとに研修計画を立てておりますので、そこで必要となる基本的なものから、専門的な分野ですと、レファレンスに関するビジネス関係、健康関係、それから著作権とかそれぞれその職員に必要な内容のものを受けています。

◎池脇委員 国会図書館とか日本図書館協会は、毎年恒例で派遣をしているんじゃないですか。改めてやっているんですか。あるいは、研修の人数をふやしているとか変化がある

んですか。

◎国則新図書館整備課長 県外研修につきましては、予算も御承認いただいてふやして、ことし約1.6倍予算をつけていただいておりますので、去年が予算上で12人が19名ということで職員数をふやして、開館までに一定の力量をつけることが必要となってきますので、その辺で回数多く人数もふやして行くようにしております。

◎桑名委員長 ほかに。

(な し)

◎桑名委員長 質疑を終わります。

〈幼保支援課〉

◎桑名委員長 次に、安芸市から要望のあった「保育士の受け持ち児童数・運営経費の見直しについて」、幼保支援課の説明を求めます。

◎溝渕幼保支援課長 安芸市から要望のありました項目について説明をさせていただきます。お手元の資料、赤色インデックス、幼保支援課をお開きください。安芸市からの要望項目のうち、保育士の受け持ち児童数・運営経費の見直しについてですが、この要望の内容は、県の保育所における保育士配置基準を見直し、受け持ち児童数の引き下げを行うことと、人件費等の運営算定経費の引き上げを国に要望することとなっております。

1ページの執行部の意見または措置状況をごらんください。保育所における職員の配置基準につきましては、国の基準を定めております省令に基づいて策定しました「高知県児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例」によって定められており、お手元の資料右上にあります表のと通りの配置基準となっております。これは国の省令と同じでございます。

新制度では、この職員配置基準をもとに地域や保育所利用定員ごとの公定価格を決定しており、この公定価格をもって、保育所の運営経費として支給をしております。意見及び措置状況ですが、「子ども・子育て支援新制度」が創設される際に、国の「子ども・子育て支援会議」において、子育て支援の充実を図るためには、待機児童をなくすための「量的拡大」と、保育を行うための質の向上を図るための「質の改善」の両方に取り組む必要があります。そのための財源確保が重要であるとの意見がまとめられております。この質の改善の中には、職員の配置基準の見直しが含まれております。

しかし、消費税の10%の増税が見込めなかったことなどから、当初想定しました「量的拡大」と「質の改善」の全ての項目を行うには財源が不足しております。そのため、職員の配置基準については、まず、国会の附帯決議にもありました3歳児の職員配置について優先的に行うこととなり、その結果、3歳児の職員を基準よりも手厚く配置している施設には公定価格に加算措置を講じ支給金額が増額されております。県では、今までも新制度を進めるための必要な財源確保について知事会等を通じて要望してまいりましたが、今後

も「質の改善」の実現を目指し、子ども・子育て支援新制度の完全実施を図るためにも確実な財源確保に向けて要望していきます。

私からは以上です。

◎桑名委員長 質疑を行います。

(なし)

◎桑名委員長 質疑を終わります。

続きまして、教育委員会から3件の報告を行いたい旨の申し出がっておりますので、これを受けることといたします。

〈教職員・福利課〉

◎桑名委員長 まず、「公立学校教員採用候補者選考審査における問題の誤り等について」、教職員・福利課の説明を求めます。

◎坂田教職員・福利課長 当課からは、公立学校教員採用候補者選考審査第1次審査の筆記審査における問題の誤りと運営上の不備につきまして、2件御報告します。

資料につきましては、教職員・福利課と書きました赤色のインデックスをお開きください。1ページ目です。まず1件目は、平成28年度採用、高知県公立学校教員採用候補者選考審査第1次筆記審査における問題の誤りについてです。

(1)の実施日ですが、平成27年7月21日に実施しました教員採用選考審査の第1次筆記審査につきまして、専門教養の問題の一部に誤りがありました。誤りがありました教科等につきましては、(2)にありますとおり、小学校及び特別支援学校小学部の問題、第1問の7、社会科の問題でして、小学校及び特別支援学校小学部の共通問題となっているものです。該当教科の受審者は、(3)にありますとおり、小学校241名、特別支援学校小学部の19名、計260名です。

誤りの内容につきまして、3ページをごらんください。該当する問題の写しです。この問題は、明治維新前後の出来事をまとめた年表中の①から④の関係の深い人物と、その人物の説明の組み合わせとして正しいものを選択する問題です。正解はcになります。cの答えの中で年表中④、「西南戦争が起こる」に対応しますのは、イの西郷隆盛と1の説明文となりますが、西郷隆盛が参議となった年代につきましては、「1870年」は誤りで、正しくは「1871年」となります。選択肢の説明文の内容が誤っているということで、この問題の正答がなくなります。誤りの原因につきましては、「1870年参議となり」という部分の根拠として使用しておりました出版会社の資料そのものが誤りだったことによるものです。

1ページ目に戻っていただきまして、(5)をごらんください。問題の誤りが発覚した経緯としましては、先月4日に、外部の方から指摘がございまして、他の資料で確認したところ、誤りであることが判明しました。

(6)採点上の措置等及び合否への影響ですが、該当問題につきましては、配点は4点

としておりますので、150点満点のところをこの問題を除き146点満点とし、正しい採点結果に基づいて、改めて合否に影響がないかどうかの確認をいたしました。その結果、合否には影響ございませんでした。なお、該当する受審者には、問題の誤りの内容と採点上の措置及び合否の影響についての連絡と謝罪を内容とする文書を先月27日付で送付したところです。

本年度の作問作業におきましては、複数の根拠資料で確認することなど、チェックリストを活用して相互に点検をした結果、同様の不備はありませんでしたが、今後ともチェック体制の強化を図り、引き続き不備のないように努めてまいります。

続きまして、2件目ですが、平成29年採用高知県公立学校教員採用候補者選考審査第1次審査の筆記審査における運営上の不備について御報告します。資料につきましては、2ページをお開きください。(1)先月9日に実施しました筆記審査のうち、教職・一般教養について運営面での不備がございました。(3)該当受審者数ですが、全講習教科の教職・一般教養受審者797名となります。

4ページをお開きください。該当の問題は、問24です。「高知家のいじめゼロ子ども宣言」において、大切にしている4つの「心」に該当しないものを選択する問題です。この問題の下半分にある問題に関するポスターが、一部の筆記審査室内に掲示されていたことを監督者が気づいたことにより判明したものです。

2ページにお戻りください。(6)採点上の措置等としましては、該当問題については、配点が4点ですので、150点満点のところをこの問題を除き146点満点として、該当教科の受審者間に不公平が生じないようにしました。この件につきましても、先月27日に受審者に運営上の不備の内容及び採点上の措置についての連絡と謝罪を内容とする文書を送付しました。

(7)今後の対応としましては、問題作成に当たっては、今回のようなケースも想定されることを念頭に置いて作問するとともに、採用審査の実施に当たっては、筆記審査室の掲示物は基本的に模造紙等で全て隠すことで、このような運営上の不備がないようにしたいと考えております。

最後になりますが、今回報告しました問題の誤りと運営上の不備については、深刻かつ極めて遺憾なことと考えております。教育委員会としましては、このことを真摯に受けとめ、より一層慎重に対応してまいります。大変申しわけございませんでした。

◎桑名委員長 質疑に入ります。

◎金岡委員 1ページ目の問題についてですが、根拠としていた出版会社の教科書は使っているんですか。

◎坂田教職員・福利課長 今回、使用したのは日本史用語集という辞典的なものでして、その資料を使ったということです。教科書として使っているかどうかはわかりません。

けれども、山川出版社ですので恐らく幾つかの学校では採用されていると考えております。

◎**金岡委員** それについてはどのようにされるんですか。

◎**坂田教職員・福利課長** この問題がありましたので、すぐに出版社に問い合わせをしました。私どもが問い合わせする前に、別の方から「こんな年代が間違っておる」という指摘があったと聞いております。このミスにつきましては、年代とかそういったものにつきましては複数の根拠資料を使ってチェックすることで、チェックの仕方を変えております。

◎**金岡委員** 出版会社へのペナルティーなり、どう考えておるか。例えば、間違った年号を出してしまっている。そうすると、極端に考えれば、歴史の教科書も間違ったことを記載しているとも考えられるわけですから、それについては、出版会社にどのようにされるのかとお聞きしているんですけど。

◎**坂田教職員・福利課長** 私も中身は見ましたけれども、日本史教科書自体には特に年号についての記載はなかったと。この用語集自体が間違っていたので、出版社には訂正といえますか、そういったことに対するお願いをしたところです。特にそれ以上のことは現時点では考えておりません。

◎**桑名委員長** よろしいですか。

(な し)

◎**桑名委員長** 質疑を終わります。

〈小中学校課〉

◎**桑名委員長** 次に、「教職員の不祥事について」、小中学校課の説明を求めます。

◎**長岡参事兼小中学校課長** まず、総務委員会資料、報告事項の小中学校課のインデックスをお開きいただきたいと思います。3件の教職員による不祥事の事案がございました。大変申しわけございません。それぞれの事案につきまして説明をさせていただきます。

まず、1件目の事案は、コンビニエンスストアにおいて窃盗を行った、高知市立第四小学校教諭、岡崎隆一、男性42歳に対して、停職1年の懲戒処分を行ったものです。概要につきまして説明させていただきます。まず、高知市立第四小学校教諭、岡崎隆一は、平成28年4月25日午後3時ごろ、自宅のマンションでワンカップ焼酎220ミリリットル1本を手にとり、4分の3ほどを飲んで睡眠に入りました。午後4時過ぎに目が覚めた同教諭は、もう少しお酒を飲みたいと思い、午後4時30分ごろ、徒歩にて自宅近辺にあるコンビニエンスストアに焼酎を買いに出かけたところです。午後4時45分ごろ、同店に到着した教諭は、買い物かごにワンカップ焼酎220ミリリットルを4本と雑誌1冊、飲料水1本を入れました。このとき、同教諭は商品を支払うだけの所持金を持っていたにもかかわらず、所持金をできるだけ減らしたくないと思い、レジの死角に移動し、買い物かごの中から焼酎1本を取り出し、上着の右ポケットに入れました。その後、買い物かごの中の商品を精算して、午後5時ごろ、店を出ようと外へ踏み出したところで同店長に呼びとめられまし

た。そして、同店長から取り調べを受ける中で今回の窃盗の事実を認め、またこれまでに同店で複数回の窃盗を行った事実も自白をしました。この後、同教諭は警察署に任意同行を求められ、約一月間にわたる事情聴取の中で、今回を含めて計5回の窃盗行為を自供し認めたものです。

同教諭の行為は、社会人としての自覚の欠如を指摘される恥ずべき行為であり、児童生徒の社会性を育み、規範意識を高揚させるべき教員がこのような行為を起こしたことの社会的影響ははかり知れず、また教育公務員の社会的信用を著しく失墜させるものです。このため、平成28年6月29日で同教諭に停職1年の懲戒処分を行いました。なお、同教諭からは、この6月29日付で退職願が出され、県教育委員会としてこれを受理したこともあわせて御報告させていただきます。

次の2ページをお開きいただきたいと思います。2つ目の事案は、体罰を行った高知市立高知特別支援学校教諭、中村史生、男性54歳に対して、停職一月の懲戒処分を行ったものです。概要につきまして説明させていただきます。高知市立高知特別支援学校教諭、中村史生、当時小学部4・5年B組の担任は平成28年2月16日午後1時50分ごろ、課題別学習の時間にプリント学習の指導をしておりました。その際、小学部4・5年B組在籍の男子児童A君、当時4年生がよそ見をしていたため、同教諭は注意をしようと同児童の顔を両手で挟んで自分のほうに向けさせようとしてしました。このとき、同児童の顔に右手の親指で、同児童の鼻にひっかき傷を負わせました。

また、同年2月22日午後1時10分ごろの給食の時間、同児童が食べることに集中していなかったため、同教諭は同児童を正面に向けて早く食べるように言い聞かせようと考え、同児童の顔に手を持っていきました。そのとき、同教諭の右手で児童の左耳の下に長さ1センチメートルほどのひっかき傷を負わせております。

さらに、同年3月1日午後1時20分ごろ、掃除指導を行っていた際に、同児童が役割の雑巾がけ作業を嫌がったため、同教諭は同児童の背後から覆いかぶさる体勢で雑巾の上に児童の両手を置き、雑巾がけを続けさせようとしてしました。同児童は手足をばたばたさせ頭を振って抵抗し、その反応に対し同教諭は同児童の右耳から鼻の右あたりを右手でつかまえて、頭の動きをとめようとしてしました。そのとき、口や鼻の横から耳の下にかけ3本の傷、全治2週間程度を負わせたものです。

同教諭は、2月16日から3月1日までの短期間に、より配慮を尽くす必要のある特別支援学校在籍の児童に対し、みずからの指導方法を省みることなく、その顔面に傷を負わせ肉体的・精神的苦痛を与えたものです。そして、同教諭の行った行為は学校教育法で禁止された体罰であり、児童生徒の健康安全を率先して守るべき教育公務員がこのような行為に及ぶことは決して許されるものではございません。また、教育公務員の信用を著しく失墜させるものです。このため、平成28年6月29日付で同教諭に停職一月の懲戒処分を

行いました。

3 ページをごらんいただきたいと思います。3 件目の事案は、準公金の横領を行った土佐町立土佐町小学校主査、三宮正裕、男性 28 歳に対して免職の懲戒処分を、また、同主査の横領の事実を知りながら、教育委員会への報告を怠った高知市立春野中学校校長、窪田育弘、男性 58 歳に対して、減給 10 分の 1、12 月の懲戒処分を行ったものです。

まず、土佐町立土佐町小学校主査、三宮正裕についてです。同主査は、平成 21 年 4 月から平成 28 年 3 月まで、土佐市立土佐南中学校において勤務をしておりました。平成 26 年 4 月中旬、当時の校長、窪田育弘より、事務会計から教室の戸の修繕、工事費の支払いをするよう指示を受けましたが、同主査はその会計には残高がほとんどなく、支払いができない旨を伝えました。この報告を受けた同校長が通帳と領収書等を調べる中で、同主査の準公金等横領の事実が判明したものです。しかし、この時点で同校長は、土佐市教育委員会に同主査の横領の事実を報告しておらず、結果として同主査は平成 27 年度においても横領を行っております。そして平成 28 年 4 月、同主査の異動に伴い、後任として着任した主幹が引き継ぎ書類を確認している中で、準公金等の会計処理において不明な点が多くあることが明らかとなってきました。このことから土佐市教育委員会が調査を行い、その過程で同主査が平成 23 年度から平成 27 年度までの 5 年間で、8 つの会計及び生徒の電話使用料から総額 394 万 2,572 円、実被害額として 297 万 8,571 円に及ぶ準公金等の横領をしていたことが判明し、同主査もこの事実を認めるとともに、横領の事実を隠すため、架空の領収書を作成していたことも自供したものです。

また、当時の土佐市立土佐南中学校校長、現高知市立春野中学校校長、窪田育弘につきましても管理監督責任や報告義務違反を問い、処分を行っております。同校長は、平成 21 年 4 月から平成 27 年 3 月まで、土佐市立土佐南中学校に校長として勤務をしておりました。平成 26 年 4 月中旬に、同主査による横領の事実判明後、教頭とともに通帳と領収書等の調査を行い、同主査が 247 万円余りを横領していた事実を明らかにしました。しかし、同主査の将来やその家族のことを考え、横領の事実について土佐市教育委員会への報告を行いませんでした。その後、同校長は横領額を返済させるとした計画を同主査と立て、毎月、同主査から返済をさせていました。平成 27 年 3 月末、4 月 1 日付の人事異動で異動することになった同校長は、後任の校長に対し同主査による横領の事実を伝えませんでした。そのことにより、平成 27 年度において同主査は再び準公金等の横領を行ったものです。

以上、同主査の行為は、学校事務職員としての職責を果たさないばかりか、職務上の立場を利用して長期間にわたり横領を重ねるといった悪質なもので、刑法に触れる非違行為です。また、全体の奉仕者として勤務すべき公務員の社会的信用を著しく失墜させるものであって、到底許されるべきものではございません。このため、平成 28 年 7 月 20 日付で、同主査の免職の懲戒処分を行いました。また、同校長の行為は、校長としての管理監督責

任を問われるだけではなく、法令等にも違反するものであり、学校の管理者としてあってはならないものです。また、全体の奉仕者として勤務すべき教育公務員の社会的信用を著しく失墜させるものであって、その責任は重大です。このため、平成 28 年 7 月 20 日付で、同校長に減給 10 分の 1、12 月の懲戒処分を行いました。

以上が、事案の概要となります。

このたび、不祥事が多発したことにつきまして、私どももこれまでの取り組みを再度チェックするとともに、綱紀粛正をより一層の徹底を図っていかなければならないと考えております。このようなことから、現在、地区別の市町村教育長会を開催し、また校長会・役員会を招集し、不祥事防止のための具体策を検討・協議しているところです。この中で、体罰につきましては、特に特別な教育的な支援を必要とする児童生徒への指導のあり方を含め、この夏季休業期間に全ての学校で研修や勉強を実施するよう強く要請をしているところです。また、準公金等の出納のルールやチェックシステム、会計監査等のあり方について調査を行い、課題点については市町村教育委員会とともに直接指導を行うことを取り決めたところです。

このように、県教育委員会としましては、市教育委員会や校長会等との連携をより一層強化し、教職員による不祥事の根絶のために指導の徹底を図ってまいります。そして、法令遵守と綱紀粛正に徹底的に取り組み、教職員一人一人に高い倫理感を確立することで、県民の皆様の信頼回復に努めてまいりたいと考えております。

以上です。

◎桑名委員長 質疑を行います。

◎橋本委員 最後の報告を受けたことです。この校長先生は今も現職でその学校のガバナンスに当たっているわけですよね。こういう方が、校長職をやることに対する組織的な中の状況はどうなんですか。

◎長岡参事兼小中学校課長 一番は、御本人が保護者に、現在の保護者もですけれども、十分な説明が必要ではないかと。そして、自分自身がこれからどういう態度で、あるいはどういうことを考えて学校経営をしていくのか、そのことについて説明責任を果たし、納得していただく、了解していただくことが必要ではないかと考えております。

◎橋本委員 保護者の了解というよりも、こういう方がそのまま、減給は 10%、1 年間やるんですが、そのまま学校長としてその学校を統括することに非常に大きな不安を感じますし、これは隠蔽体質の本当に最たるものじゃないですか。その結果として、起こさなくても構わないものがまた起きてしまって。今、話を聞いていて、こんな状況は看過できないと思っています。確かに、懲戒処分に対してどうのこうの言うものではないですが、もう少ししっかりと、例えば、要は免職とかではないですけれども、こういう事案については降格とかも含めた考え方ができないのか。その辺どうでしょうか。

◎長岡参事兼小中学校課長 実際、処分の重さ、それから今おっしゃっていただいたような分限降任ということも含めて、教育委員会の中では話し合いもさせていただいたところでは。その中で過去の事例、あるいは全国的な処分の状況を勘案して現在の処分を決定させていただいたところでは。ただ、おっしゃられているように、校長として十分なことが今までできていなかったわけですから、その点につきましては市町村教育委員会と一緒に指導、注意して、その上で職務を全うしてもらわなければならないと考えております。決して、このままで何もしではなく、市教育委員会と一緒に指導しながら、あるいは観察しながらになります。

◎橋本委員 最後です。この校長先生も主査の将来や家族のことも考えて、一つの仲間意識の中でこういう隠蔽工作を凶ったことでは。ただし、それが職員の間で正義化されて、繰り返される問題があると思うんです。そこは違うと。明確にきちんとやらなかったら、また同じことが起こるのではないかと。例えば、あの先生は本当に我々の職員の将来のことを考えて隠蔽してくれたと。それが学校の中で正義になったらおかしいじゃないですか。そこを心配しています。その辺はしっかり考えていただければありがたいと、今後よろしくお願ひしたいと思ひます。

◎長岡参事兼小中学校課長 今おっしゃっていただいたことは当然であると思ひます。教員あるいは教育公務員、特に校長になれば、子供あるいは保護者、そして市民、県民のことを第一に考えなければいけない。そのような意味で、うちの教員のことを第一ではないということでは。あわせて、この主査のことを考えれば、もっと早く上司に報告して指導を徹底するべきであったと考えております。そういう意味では、我々もそのことはこの校長に対して厳しく注意もしておるところでは。

◎横山委員 2つ目の特別支援学校の教諭の懲戒処分の件ですけれども、本人がそう言うて事実が明らかになったのか。どういう形で明らかになったんでしょうか。

◎長岡参事兼小中学校課長 短期間の間に何度も顔にけがをしたことで、保護者が不審に思って学校へ問い合わせをしたこともございます。あわせて、3度目の段階でこの教諭が御家庭へ連絡をして、そこで事実が明るくなった。1回目、2回目のけがのときには、本人等もこの御家庭には直接連絡をとっていなかった実態がござひます。

◎横山委員 顔の傷ということで、明らかになりやすいことでなつたんでしょうけれども、本当にこれは、一番痛ましいと思って聞いていたんですけれども、これが氷山の一角じゃないようにしてもらいたいと思ひます。教師も生徒も両方が大変な状況で、ストレスであったり、フラストレーションがたまることもあると思ひますけれども、絶対体罰をしたらいけない状況。全てにおいていけないんですけれども、特にいけない状況だし、先ほど池脇委員も言われたように、相模原において、保護者も生徒も物すごい今、本当に不安な状況に置かれておると思ひますので、これは徹底して、絶対再発させないように徹底するように強

く要請をしておきます。

◎池脇委員 教職員の不祥事がなかなかおさまらない状況がずっと続いていますけれども、そのたびにこういう懲戒処分をされています。先ほども課長からは、その根拠について、過去の事例とかいろんなことを踏まえて現在の懲戒の判断をされているということでしたけれども、こうした懲戒の判断が、また次に起こった事件に対しての事例になるんです。そうするとそれがだんだん既成事実のように重なっていくわけです。大事なのは、先ほど橋本委員からも言われたように、校長という役職、この方のガバナンスの問題に対する捉え方があっても、給料がちょっと減らされて現職をやっている。その校長の役職が、それでいいのかということはどこまで議論されたか。一方では、養護学校の教員は停職になりましたね。一時、職を解かれてとなっています。その先生もクラス運営におけるガバナンスが問われて、その影響を考えて停職と。一時、子供たちの状況も見なくちゃいけないという配慮もあったと思うんですね。校長は現職でそのままいる。教員、あるいはPTAとか、そういう方たちの心理はどうか。これは影響力がかなりある。そうしたときに、単に減給だけでよかったのか。

それから、最初のコンビニで窃盗と学校事務の若い職員の横領。これは刑法上どうなんだと。窃盗すれば、これ警察に上がっていますから、前科一犯つきますね。その方が停職で、横領をして額が大きいけれども、どちらも刑事上は同じ罪だと思うんです。こちらが懲戒免職。こういう形で懲戒処分をされているけれども、一つ一つの処分については、きちんとした基準をもう少ししっかり持つておく必要があるのではないか。ある程度バランスがとれたと納得いけるような処分の仕方をそろそろきちんとつくっておかないと、年に二、三回こうやって起こってくるようでは、これがいい基準の形で積み上がっていけばいいですけれども、この3つの事例を見ても、何となくバランスがどうかという疑義が残ったりもするんで、こここのところは非常に注意深くしっかり検討して対応される必要があるんじゃないかと感じます。これは、影響性を踏まえて慎重に議論をされての結果だと思えますんで尊重しますけれど、その点を突いて少し意見を述べさせていただきました。

◎田村教育長 おっしゃるように、処分の妥当性についてどうかはそれぞれあると思います。処分については、やはり客観性を重視しなければならないとことで、一つは人事院の公務員の懲戒処分に関する基準がございます。これがまず一つ。それからもう一つは、本県、あるいは他県での処分の事例を主な基準としてやらせていただいています。あわせて処分する際には、顧問弁護士にも御意見を伺って、顧問弁護士の御意見も尊重した上で、最終的に教育委員会で決定をさせていただいています。

ちなみに、学校長の隠蔽ですけれども、このことを私も許せないと大変思っています。ただ、その前の特別支援学校の教諭が、停職に対してこの減給がどうかについては、処分事由が、一方は体罰で一方は信用失墜行為で、じゃあ信用失墜行為の場合にどこまでの責

任が問えるかは比較ですけれども、例えば以前に興津小学校で教頭が飲酒を行って、それを知った校長がそれを連絡もせず一緒に二次会まで行ったという事例がございましたけれども、その際の処分は減給 10 分の 1、6 カ月です。それから比べると 1 年と相当重い処分になるのではないかと。我々としては、前例を見る中で、このことの重さも判断した上でこういう判断をさせていただいたということです。なお、今回のことも受けて、処分についての考え方はなお徹底をしていきたいと思っております。

◎米田委員 1つ目の事件を起こした4月25日は平日だが、運動会の代休か何かだったのか。

◎長岡参事兼小中学校課長 この教諭につきましては病気等があつて、この時点ではこれは月曜日ですけれど、病気休職に入っていた状況です。

◎米田委員 2つ目で、今、横山委員も言われましたけれど、率直に言って、相模原の事件を想起させるような大変な問題だと。しかも、弱者の子供に対して、もう54歳でベテランですよ。ずっと高知市立養護学校にいたのかどうか聞きたいですけど。本当に、この3件で終わったのか率直にそういう気持ちです。これまで100%なかったと言い切れないし、そのことについては本人と当事者ときっちり話させないと、この癖というか子供観は変わりませんので、ぜひそこはどうされていくのか、お聞きしたいです。

◎長岡参事兼小中学校課長 この中村の指導につきましては、言われるとおり、我々もかなり厳しい思いを持っております。一月間に3回、児童にけがを負わせたと。じゃあそのほかにないのかということもかなり厳しく追及しました。もっと言うと、この学校においては、5人の子供を3人の先生で担当するということがございまして、ほかの二人の先生にも話を聞きました。そうすると、指導の仕方として、例えばそういう体罰的なものはなかったと思う。ただし、声が急に大きくなったり感情的になったり、そういう部分はあつて、その点については本人に指摘もしてきたという話もございました。ただし、やはり声でおどすといったことも適切な指導ではございませんので、その点もあわせて指導はしてきたところです。

◎米田委員 率直に言って、大声で終わっているかどうかも怪しいです。彼は年をとってベテランになってきているわけですから、そういう特別支援学校で学び指導してきた先生からすれば違うと思うんです。それで、さっき基準の話をされていましたが、やった行為、そして子供に対する考え方、それを見たときに、わずか1カ月の停職でいいのかと、もっときちんと審判を下さないといけないんじゃないかと思うんです。1カ月というのはどういう基準ですか。

◎長岡参事兼小中学校課長 これも、先ほど教育長がお話ししたように、これまでの体罰についての懲戒処分の基準あるいは過去例とかも含めて決定はしたところです。ただ、当然この教諭についても、処分をしたから終わりではなくて、この後指導をしていくことに

なってまいります。この学校にすぐに帰ってそのまま教壇に立つということでもなく、やはり指導をしていかなければならないと考えております。

◎米田委員 それと、不祥事が相次いで、教育委員会も管理がなかなか大変だと思うんですけど、こういうことが相次ぐ土壌があると思うんです。そこは学校の職員会のあり方とか同僚性、お互いが授業の中身も含めて、切磋琢磨とかが十分できているのか。それぞれ仲間をかばう、思いやる、そういう余裕すらない側面がありはしないかと心配しているわけです。そういう点を考えたときに、やはり根源的に迫っていかないといけないと思うんです。だから、連続したことを、どう分析・評価して、教育行政としてどうやって取り組んでいくかを根本に迫っていかないと。処分して反省して文書出して。何も無い先生は、こんなことやってばかやねと、こんなことしてたまるかと思っているわけです。そうではなくて、それぞれの風通しのよい職場環境をどうつくるかを含めて、他の先生にも考えてもらうようなことをしていかなないといけないと思うんですが。

◎長岡参事兼小中学校課長 おっしゃっていただいたように、やはり個々の教職員が孤軍奮闘している状況はわかります。ただ、その中で確かに精神的に疲れてきている人間もいるだろうと。そういう意味では、やはり学校自体がチームにならないといけないだろうと。例えば、この特別支援学校においても、3人の担任の先生がいながら、お互い注意したり励まし合ったりという状況がなかったと聞いております。一人だけではなくて、チームを組んで子供の指導に当たっていく。土佐南中学校においても同じだと思います。やはり、助け合いながら、でも注意もし合いながら、切磋琢磨もしながら、お互いの気持ちが合ったチームにしていくというところが一番だと思ってるところです。

◎米田委員 現状はそうですけれども、何でチームにならないかというところを聞いているわけで、そこはやはり掘り下げて考えてくれないと。一人一人の先生は頑張っているけれど、自分のやることで構う余裕とか、そういう時間もないわけですよ。学校の先生が多忙化と言われる中で。一人でも多忙なのに人のことまでなかなか声をかけられないじゃないですか。そういうことまで含めて、きちんと評価分析をして取り組んでいくと。周りの人らも一緒になってやってくれるということをやっているといけないうじゃないかと思しますので、なお引き続き検証して行ってください。

◎金岡委員 この3件ですが、それぞれの方々は起訴をされていますか。刑事罰はどうなっていますか。

◎長岡参事兼小中学校課長 特に三宮、事務職員につきましては、我々は土佐警察署に告発をしました。その意味で、これから警察署が三宮、そして関係する窪田等について調査が入っていくんじゃないかと思うところです。最初の岡崎につきましては、警察で取り調べを受けております。その中では、起訴とか、そういうものはございませんでした。

あわせて、中村教諭につきましては、保護者が警察に告訴しているんですね。

◎**金岡委員** 3番目のことにつきましてはこれから告発するという話の中で、そうすると、この学校長についても同様の形になってくると。

◎**長岡参事兼小中学校課長** 学校長については告発しておりません。

◎**金岡委員** 調べられるわけですね。そして、新たな事実が出てくれば、新たな処分も考えられることになるんですか。

◎**長岡参事兼小中学校課長** 全く新たな事実が出てくれば、その時点でまた調査をして、処分に該当すれば、処分しなければならないと考えております。

◎**金岡委員** 全部の案件が、またあるかもしれないという案件ですよ。そのときは、委員会の皆さん方が言いわけができなくなるわけです。そうしますと、罰を科したらいい、懲戒処分をしたらいいというだけじゃなくて、絶対にそういうことを繰り返さないということをどうやってやるかということも考えなければならない。それは、ひよっとしたら、この懲戒処分の重さになるかもしれませんし、いろんなことが考えられると思いますが、後はないと考えなければならないと思います。

◎**長岡参事兼小中学校課長** 当然、この次こういうことがあれば大ごとですし、処分をして全てが終わりということではない。そこからどう変化していくのか、あるいは変化していかないのか、そういったことはきちんと観察しながら、さらに指導を加えながら見ていかなければならないだろうと。だから、処分をして全て終わりであるとは考えておりません。

◎**田村教育長** いろいろ御指摘いただいたとおり、今回、相次いだことについて、我々として大変遺憾に思っていますし、危機感も持っております。ということで、学校長であったり、市町村教育委員会とも話もさせていただいて、まずは教職員に意識をしっかり持ってもらうことだと思っております。そういったことを徹底するとともに、仕掛けとして、特に公金、準公金の取り扱いについては、本人がお金の取り扱いを完全に独占的に任されていたところにそもそも問題点があったので、そういうことが絶対に起こらないように、しっかりとしたチェック体制がそれぞれの学校でとられるように体制づくりにも取り組んでいただくことを徹底させていただくと。そのためにも、今の実態がどうなのか、今回の機会ですっきりと把握をした上で、しっかり管理していくための体制も考えてくださいと投げかけもさせていただいています。そういったさまざまな取り組みを通じて再発防止に努めていきたいと考えております。

◎**金岡委員** もう一つ。2つ目の中村さんですが、保護者も告発しておる中で、起訴されて刑事処分を受けたらどうされるんですか。

◎**長岡参事兼小中学校課長** 刑事処分を受ければ、当然、失職となります。

◎**金岡委員** 今は停職1カ月ですか。6月30日から7月29日まで。起訴されて処分をされれば失職と。極めてギャップが大きいですよ。ということは、懲戒処分の内容につい

て、先ほどから何度も言われていますけれども、やはり考えなければならないと思います。

ほかの事案ですが、例えば飲酒運転ということでは即失職ですよ。でも、刑事罰としては略式起訴ぐらいですね。そこら辺の懲戒処分と刑事処分等々のバランスは考えないといけないと思います。そうでないと、県民目線からするとこれはどうなっているんだと皆さん感じると思います。ある一定の整合性をとっていかないといけないように思います。そこら辺もまた考えて、再発防止等を含めてやっていただきたいと思います。

◎橋本委員 最後です。教育長からいろんな話を受けましたけれども、3番目の事案で本当に心配していることは、教員や職員の生活を守るとか身分を守るために管理職が教育委員会に報告をしないことが、職員の皆さんの正義になると大変なことだと思っているんです。懲戒処分についての協議は教育委員会で、いろんな事案を見てしっかりやっているでしょうから、それでいいとは思いますが。でも、ここだけはきちっとしておかなければ、何も報告はしない、裸の王様になってしまい現場と教育委員会が遊離してしまったら意味がない。その肝心かなめの校長先生がみずからこんなことをやることは、私は非常に許せないことだと思っています。これは大きな問題だと思っています。だから、教育委員会の形骸化とか、現場の報告・連絡・相談が入らないから、非常にそんなこともできない。ここはしっかり向き合っていただきたいと思います。ここをしなければ、もう根本的なものが直らないです。黙っておけばわからない。教育委員会に言うのは怖いけん、やめちよけやめちよけと職員の皆さんが合議してしまうと恐ろしいです。そこだけはしっかりしていただきたいと思います。

◎長岡参事兼小中学校課長 おっしゃるとおりだと思います。その点については、校長等を集めて、じかに話をしていきたい。決してこういう窪田校長がやった行為が人を守ることにはならない。これは間違った行為であることを明確に伝えていきたいと思います。

◎桑名委員長 6月にも不祥事があって、委員長として二度とないようにと忠告をしましたがけれども、また出てきております。案件も、窃盗、体罰、横領、隠蔽。その前の6月がたしか破廉恥なことだったと思うんですけれども、全ての子供に見せられるものではない事案ばかりです。最後に、教育長に、これからもう一度どうするのかと、もう一つは教育長も行政職から来て、この教育委員会に入って数年たったわけですけれども、行政職の中でも不祥事はあるんですが、今度は教育者という聖職の中でこういったものが多発する。行政職から見た教育委員会とか教員は一体どういうことで、また、今、橋本委員も言いましたけれども、どういう土壌の中でこういったものが生まれてくるのかも含めて、所感を述べ、また決意を述べて終わらせたいと思います。教育長お願いします。

◎田村教育長 私は行政職から教育委員会ということですがけれども、感じますのは、やはり、件数からいっても、対象となる人数も多いこともありますけれども、件数も教育委員会での不祥事は非常に多いと感じております。その根っこに、教職員に公務員としての自

覚が本当に十分なのか。行政職の職員に比べて足りない。全ての教職員ではございませんけれども、一部に足りない教職員がいるのではないかと考えています。行政職員ですと幅広い相手と付き合っていく中で、公務員としていかにあるべきか常に意識しないといけないということだと思っておりますけれども、教職員の場合はどうしても学校の中で同僚同士あるいは子供と接することが中心になってまいりますので、社会としての常識とか倫理観が、下手をすると欠けてしまうこともあるのではないかと、そんな気もしております。ということがございますので、まずは教職員の意識についてもう一回、こういう不祥事が起こるたびに何回も通知は出しているところですが、それだけで意識が改まることはないと思いますので、今、課長からお話しさせていただきましたけれども、まずは我々として校長に対して、それぞれの学校における公務員倫理の確立について強く要請をしていきたい。これまでもやっては来ておりますけれども、こういったことが重なっておりますので、さらに強く要請をしていきたいと思っておりますし、それから小中学校を所管する市町村の教育委員会に対しても、再び機会ごとに、意識をしっかりと持ってもらうこと、それに対して組織的にしっかりと取り組んでもらうことについて要請もしていきたいと思っております。そういったことで信頼回復に努めてまいりたいと考えております。

◎桑名委員長 緊張感を持って綱紀粛正、よろしくお願ひしたいと思います。

以上で質疑を終わります。

ここで、一旦休憩をしますけれども、再開は1時半とします。

(昼食のため休憩 12時20分～13時28分)

◎桑名委員長 休憩前に引き続き、委員会を再開いたします。

〈高等学校課〉

◎桑名委員長 次に、「統合校の校名決定スケジュール等について」、高等学校課の説明を求めます。

◎坂本高等学校課企画監兼再編振興室長 高等学校課のインデックスをおあけください。昨日開催されました第5回高知県立学校の校名に関する検討委員会で募集要項等を決定しましたので、その内容について御報告させていただきます。

1 ページと2 ページの資料が校名候補を募集する際のチラシとなっております。1 ページの統合校の姿、教育内容等を集約して掲載しております。上にございますのが、高知南中学校・高等学校と高知西高等学校が統合してできます新中高一貫教育校となっております。下が、須崎工業高等学校、須崎高等学校が統合してできます高吾地域拠点校となっております。

2 ページをおあけください。校名候補の募集要項について御説明させていただきます。

1の応募方法につきましては、アにございますホームページの応募専用フォームから入力できるような備えをしたいと思います。イにございます、電子メール、郵送、ファクス、持参のいずれかの方法の場合は、別途応募用紙がございます。それを提出いただくこととなります。それから、下にございます、①校名候補、②理由、③応募者の名前、年齢、住所、それぞれを必須で記入していただくこととなります。応募につきましては1名、統合校1校につき1点のみということにさせていただきます。

(2) 募集要項・応募用紙の配布場所としまして、通常、県がパブリックコメントを行う際の配布場所と同じにしております。県の福祉事務所、須崎農業振興センター、県庁の募集要項コーナー、それから当課にも置くと。あわせて当課のホームページからダウンロード可能としております。

送付先としましてはごらんとおりとなっております。

募集の期間としましては、「さんSUN高知」の県内版発行日となっております9月1日からの30日間としております。

応募できる方に制限は特にございません。

右の2に移っていただきまして、留意事項として(1)から(5)、それぞれ書かせていただいております。

3、応募結果の公表と校名候補の決定についてというところで、それぞれ結果につきましては、当課のホームページとかマスコミを通じて公表する予定になっております。(2) 応募いただいた校名候補を参考としまして、検討委員会が校名候補を選定すると。それから、(3) 校名候補の選定におきましては、応募多数の名称が選ばれるとは限りませんという表記をさせていただきます。

4、校名候補の募集に関する情報としまして、その他詳細はホームページでと。この詳細と申しますのは、それぞれ統合校のパンフレットとか教育内容といった資料を備えるようにしております。

それから、参考のところ、応募いただいた校名候補がその後どうなるのかというところで、流れとしまして、検討委員会の中で校名候補を協議・決定した後に、その校名候補を教育委員会に報告すると。報告した校名候補をもとに、教育委員会で校名を協議して決定するという流れを書かせていただいております。

3ページの統合校の校名決定スケジュールを御説明させていただきます。第5回というのが昨日の検討委員会です。9月から1カ月間公募に入りまして、その後、公募結果を次の会議までに公表する予定です。その公表を受けまして、第6回の会議の中でまず委員に結果を確認していただくと。具体的な校名候補が上がってきますので、それをどう絞り込んでいくかという議論を第6回でしていただきます。それをもとに、第7回の検討委員会で、それぞれ統合校4校の代表者、保護者の代表、それから卒業生の代表者、各校2名ず

つ、4校8名に意見を述べていただく予定になっております。第7回場で絞り込み方を委員によって決定すると。第8回で最終的な校名候補を決定する流れになってきます。その校名候補を、先ほど申しました教育委員会に報告しました後に教育委員会で最終校名を決定すると。最終は県議会で条例改正という流れになってまいります。

報告は以上です。

◎桑名委員長 質疑を行います。

◎金岡委員 高知南高等学校と高知西高等学校についてですが、OBが非常に活発に動いてらっしゃるという話を聞いております。円滑にやってもらわないといけないんですが、どういう状況、あるいはどういう感じを持っておられるでしょうか。

◎坂本高等学校課企画監兼再編振興室長 高知南中学校・高等学校と高知西高等学校におきましては、それぞれ言い分がございます。高知南中学校・高等学校の方々は、校名を残せとは言わないと。新しい学校であるなら新しい校名であるべきだと主張されております。高知西高等学校の方々は、伝統と歴史を守るように高知西高等学校を残すべきだという主張を一貫してされております。それにつきましては、それぞれの母校の思いが強いということで先送りさせていただきまして、今回、昨年2月から協議を始めたところです。その思いを私どもが受けてどうするというより、第三者の、先ほど申しました検討委員会の中で、公正な立場で公開の場でまず決め方から決めようという中で、それぞれ意見を述べる場を設けて、皆さんの御意見もお聞きしながら進めていきたいということで、皆さん進め方にも御賛同いただいて今進んでおるのではないかと考えております。

◎金岡委員 いずれにしても、円滑円満にいけるようにやってもらいたいと思います。よろしくをお願いします。

◎池脇委員 校名については、新しい学校の設立理念あるいは教育目標等に沿うような名前をとという御説明が以前あったと思うんです。この募集要項には校名募集に対してはそういう趣旨の内容が書かれてないですが、そうしますと、単に、先ほどあったように、西とか南とか、そういう次元の校名が出てくる可能性があります。人気投票になってしまう場合があると思うんです。その中で、募集の3の(3)で応募多数の名称が選ばれるとは限りませんと書いてあるということは、最終のときには、高等学校の設立の趣旨に沿うような、よりふさわしい名前を選ぼうという委員会の意向があるのかと思ったんですが、最初に教育目標とかこういう学校ですと書かれてあるんですけれども、こういう学校にふさわしい名前をと一言がないんで、そのあたりこれでいいのかとは思いますが、最初に教育目標とかこういう趣旨の御説明があったものですから、その点が明確に出されていないんでどうしてなのかと思いましたが、御説明いただけますか。

◎坂本高等学校課企画監兼再編振興室長 先ほど御説明させていただいた資料は、エッセンスと申しますか、チラシにまとめさせていただいております。それとは別に、県民の方々

に御意見を聞く参考資料としまして、以前に教育委員協議会でお示した、それぞれの学校の姿とか、両校のパンフレットも作成する予定です。できましたら改めて委員の皆様にもお渡ししますが、その中に、今、池脇委員が言われました、新しい学校の理念とか教育目標も盛り込んでおりますし、何より国際バカロレアを特徴とします学校の内容を詳しく見開きの6ページで作成しております。こういったものも備えつけてまして、直接とりに来られる方はこのパンフレットをお渡ししますし、インターネット上にもこれを掲載するようにしております。そういったものを高吾地域も同じようなパンフレットが今ございますので、そういった教育内容、教育目標、それから理念、それぞれの目指すものを参考にさせていただきながら、どういう校名がふさわしいのかを県民の方々に考えていただきたいと思っております。

◎桑名委員長 よろしいですか。

(な し)

◎桑名委員長 質疑を終わります。

以上で、教育委員会を終わります。

《警察本部》

◎桑名委員長 次に、警察本部について行います。

それでは、「見せる警察活動の取り組み状況について」及び「警察官の採用活動について」、本部長の説明を求めます。

◎上野警察本部長 それでは、取りまとめ項目について、資料に沿って順次御説明をします。

まず、1項目め、見せる警察活動の取り組み状況について御説明します。資料の1ページをごらんください。まず、「見せる警察活動」についてですが、(1)に記載のとおり、制服警察官が、立番、巡回連絡、パトロール活動等を行って警察官の姿を見せることにより、犯罪の起きにくい社会を構築し、地域住民の安心感を醸成するための活動をいいます。

この「見せる警察活動」は、(2)に御紹介するとおり、県民のニーズとも合致した活動であると考えております。昨年8月に行った県民世論調査では、「今後の県警察に対する期待を問う」という質問に対し、「犯罪の起きにくい社会づくりに関すること」との回答が約7割。また、「交番・駐在所の警察官に強化してほしい活動を問う」という質問に対して、「地域のパトロール」との回答が半数強と、いずれも最も高い回答を得ております。このことから、県警察では重点目標の中にこの「見せる活動」を位置づけています。

(3)にあるように、本年の重点目標、7項目あるうちの第1に「犯罪の起きにくい社会をつくる対策の強化」を掲げていますが、その主要施策に、警察官によるパトロール活動等の「見せる活動」の強化を明記しました。そして、具体的な実施要領で、パトロール等の地域警察官の基本勤務の徹底。それと、犯罪の発生状況に着目した街頭活動の強化及

び積極的な職務質問の実施を定めています。

次に、見せる活動の取り組み状況について御説明します。資料の4ページに行ってくださいまして、上段のグラフ1をごらんください。これは、地域警察官の活動を業務内容ごとにどのぐらいの時間をかけているかを円グラフにしたものです。ごらんとおり、約3分の2が所外での活動、つまり交番や駐在所の外での活動ということですが、その所外活動の中で最も長い時間をかけているのがパトロール、続いて巡回連絡、そして立番などとなっております。

この中身を具体的に御説明します。資料の2ページにお戻りいただきますでしょうか。取り組み状況について、(1)から順に御説明します。

まず、(1)のパトロール活動についてです。交番・駐在所では、管内の犯罪多発地域や交通事故等多発地域におけるきめ細かなパトロール活動を実施しています。御存じかと思いますが、ATMコーナーやコンビニエンスストアへの立ち寄り、あるいは警戒活動を実施したり、小学校の通学路等における見守り活動を行う。また、非行防止を目的としてパトカーや徒歩でパトロールをするといった活動を日常的に実施しています。

これと類似のものとして、(2)の自動車警ら班等による機動警ら活動があります。各警察署では、自動車警ら班、これはパトカーでのパトロールを専門に行うチームのことでありますが、この自動車警ら班が犯罪多発地域などに対して重点的にパトロールを実施しています。このパトカーによるパトロール、我々の用語ではこれは機動警らと呼んでおりますが、この強化により、地域住民から「パトカーをよく見かけるようになった」との声をいただいているところです。また、人員の関係から専門の自動車警ら班が設置されていない警察署では、夜間、署員がパトカーでこの機動警ら活動を実施しています。

なお、資料の5ページに表を載せています。〔表1〕ですが、警察署の再編と自動車警ら班の増強の状況について御紹介します。御承知のとおり、県警察では、平成24年4月以来、段階的に警察署再編を行ってきましたが、その再編にあわせ、表に記載のとおり、各警察庁舎で自動車警ら班の新設あるいは増強を行っております。

2ページにお戻りいただきまして、(3)巡回連絡活動について御紹介します。警察では、交番・駐在所の警察官が担当する地域の家庭や事業所を訪問して、防犯、防災、事故防止の指導あるいは連絡を行うとともに、地域の意見・要望の聴取を行う「巡回連絡」を行っています。この巡回連絡は、住宅、店舗、会社などさまざまな場所に訪問しますし、訪問先それぞれに家族構成とか事業の種類などは異なっておりますので、訪問先の実情がさまざまであるといったことから、画一的なコミュニケーションをとればそれによしとするのではなく、例えば、そこにありますように、お年寄り世帯には特殊詐欺被害の防止、それから子育て世帯には声かけ事案の情報提供といったものを行うなど、具体的な状況に応じて広く警察へのニーズを吸収するよう努めております。

4 ページを見ていただきましたら、下のほう、グラフがございます。巡回連絡の実施状況を示しております。青い棒グラフは巡回連絡で訪問した世帯数。それから赤色は面接をした世帯数を示しております。なお、この青と赤の差。訪問したけれども面接ができなかったという場合になりますが、その場合も不在だからそのまま帰るということではなくて、管内の犯罪情勢、防犯指導等を記載したミニ広報紙を配布するなどによりまして、交番・駐在所の者が訪れたことがわかるようにしております。

資料の2に戻りまして、(4) 立番等による警戒活動です。交番・駐在所あるいは警察署の入り口に立って警戒に当たることを、我々「立番」と呼んでおります。また、駅や交差点等の人が集まる場所あるいは時間帯を重点に一定の時間立って警戒すると、これを「駐留警戒」と呼んでおります。この立番等については、通勤・通学の時間帯を中心に毅然とした立番、そして敬礼を行うことで、付近住民から「礼儀正しい姿勢で、頼もしい」等の評価を得られたとか、また、駅構内において女性警察官による警戒活動を実施したところ、「旅行者にソフトなイメージを与えられる」との感謝を寄せられたなどの反響がありました。

続きまして、3 ページになりますが、(5) 職務質問、交通指導取り締まり等による抑止活動についてです。各警察署では、発生件数の多い自転車盗などの犯罪に対して、不審者等に対する積極的な職務質問を行っています。また、交通事故の多発場所において交通指導取り締まりを実施し、事故の抑止を図っています。具体的な事例は資料に記載しておりますが、例えば、2 つ目の白丸ですと、帯屋町での自転車運転者に対する声かけでは、アーケード内での自転車通行についての指導、それから自転車の盗難防止の指導を行った。また、4 つ目の白丸ですが、高知市内の小学校の通学路において、通行禁止違反の交通取り締まりを集中的に行ったところ、「違反車両が減って、通学路が安全になった」ということで感謝をされたなどが代表的な事例として挙げられると思っております。

最後に、(6) 重要事件、死亡事故等の発生時における警戒活動ですけれども、これは重要事件、それから交通死亡事故の発生するときなどに、そこに制服の警察官を集中投入して、迅速な現場対応と現場付近における警戒活動を行うことで、さらなる犯罪、事故の発生を抑止するものです。具体的には、事件の連続発生や未検挙状態などの場合には、制服警察官によるパトロール活動を強化するなどして、地域住民の不安感の払拭に努めるとか、交通死亡事故が連続して発生した際には、パトカーの赤色灯を点灯してパトロール活動を行うなど、こういったことを48 時間にわたって行うことをしております。

以上が、見せる警察活動の取り組み状況についてです。県警察では、引き続き制服警察官によるパトロール等の「見せる活動」をきめ細かく実施しながら、犯罪の予防や検挙活動を徹底して、犯罪の起きにくい社会の構築に努めてまいりたいと思っております。

続いて、警察官の採用活動を説明させていただきます。資料の6 ページになります。

まず、1に採用試験の概況について書いていますが、県警察では、そこにありますとおり、大学卒業者、それから大学卒業見込み者を対象としておりますA採用試験。それから、高等学校、短期大学卒業者及びその卒業見込み者を対象としておりますB採用試験。それと、武道指導の採用選考考査。この3試験を実施しております。本年度の各試験の試験日程等はごらんの表のとおりです。

次に、2番に、過去10年間における受験者数等の推移について御紹介させていただきました。資料の10ページ以降にも、過去10年間の受験者数、合格者数、そして合格倍率などをグラフで示しておりますので、あわせてごらんをいただければと存じます。

まず、大学卒業者対象のA採用試験ですが、受験者数は平成23年度までおおむね300人を超えておりました。しかし、平成24年度には大きく減少し、およそ250名前後で推移し、昨年度はちょうど200名に減少しました。なお、表には載っておりませんが、本年度168名と、受験者数の減少がさらに続いている状況です。採用者数は平成19年以降、約50名で推移しております。

次に、高等学校卒業者、短期大学卒業者対象のB採用試験ですが、受験者数、平成18年度は250名を超えておりましたが、徐々に減少し、平成23年度からは200名前後で推移しておる状況です。採用は年によってかなり変動がありますが、50名から20名、最近ですと大体40名ぐらいを採用しております。

これらの試験とは別に、平成24年から柔道や剣道の有段者を対象とした武道指導採用選考考査を実施しています。資料の11ページ、グラフ4に平成24年からの受験者数、合格者数を示しておりますので、参考にごらんいただければと存じます。

このように、警察官採用試験は年々受験者の確保が難しくなっておりますが、優秀な人材を確保するためには、より多くの人に受験してもらう必要があることから、受験の間口を広げる試み、それとあわせて、より多くの人に受験を具体的に考えてもらうための広報勧誘活動を実施しております。

資料の7ページに参りますが、まずは間口を広げるということで、受験者枠の拡大施策について御説明します。一つは、(1)身長・体重制限の撤廃です。警察官採用試験では、受験資格として、平成21年までは男性、女性ともに身長・体重の制限を設けておりました。これを平成22年度に一部緩和し、さらに平成26年度には制限を撤廃しました。もちろん、体力につきましては試験で一定の基準をクリアする必要がありますが、体格自体にはとらわれずに適格性のある者を確保する方針です。

もう一つは、受験資格年齢の引き上げでして、従来、年齢制限について「30歳以下」としておりましたが、平成27年度から「34歳以下」に引き上げまして、社会人経験のある受験の機会をふやすことをしております。

そのほか、県外での試験実施、すなわち高知県外に居住している受験者の便宜を図るた

め、A採用試験、これ大学卒業者の採用試験です、A採用試験の1次試験で平成26年度から東京、平成27年度からは大阪で会場を設ける試みも行っております。

次に、より多くの人に受験を考えてもらうための施策ということで、4番に、受験者獲得に向けた施策を御説明します。まずは(1)の広報活動です。県警察では、そこにア、イ、ウとございます、インターネットを使用した広報、テレビ・ラジオを通じた広報、その他ということですが、この各取り組みを行っております。詳細は見ていただければと思いますけれども、インターネット、フェイスブック、テレビ、ラジオ、ポスターなど、あらゆる媒体で広く採用情報を発信しております。

これらの広範な対象への広報と並行しまして、もう少し対象を絞った勧誘活動も活発に行わせていただいております。資料の8ページになります。(2)で勧誘活動とございますが、まずはアとして学校への訪問。これは具体的には、県内の3つの大学はもとより、四国・中国・関西地方の大学、県内及び愛媛県の公務員専門学校、県内の高等学校、こういった採用実績のある学校に人事採用係や各署員が赴きまして、就職説明会を開催しております。また、就職説明会を開催しない学校についても、採用募集のポスターの掲示などを依頼しております。本年度の採用に向けての就職説明会は、そこにございますとおり、合わせて27校で31回実施をしております。

就職説明会は学校以外でも行っております。イに記載がございます。大手企業が運営する合同企業就職説明会で、リクナビとかマイナビですけれども、県警察のブースを設けまして、警察官の仕事内容、勤務概要、待遇等を説明するといったこと、これも当然ですが、県警察独自にも、警察本部の庁舎において、日中あるいは夜間に説明会を開催する。それから、署でも説明会を行う。それから、海上保安庁などと合同で説明会を行うなどといった取り組みをしております。回数につきましては、資料記載のとおりです。

ウでは、職員による勧誘活動とございますが、いわば一本釣りも行っております。県警察では、平成24年から「トライONE活動」と称する取り組みをしております。これは、職員一人につき1名以上の受験者を獲得することを目標として、職員の身近な人に対して勧誘活動を行うというもので、一定の成果を上げております。また、今年度からは、現役大学生とのつながりが強い警察学校の初任科生による勧誘活動も実施しております。

また、次のページになりますが、エのところ、リクルーターによる活動も行っております。これは、警察職員の中から、大学を卒業して4年を経過していない者、大学在学中にクラブ活動等をしてきた者などの条件を満たす若手警察官をリクルーターに指定し、出身大学へ訪問させるなどしまして勧誘活動を行うといったものです。

このように、その年の受験者を確保する直接的な取り組み、さまざましておりますが、(3)で、将来の採用を見据えた活動も行っております。将来の採用の可能性を見据えまして、若い学生あるいは生徒にも警察への関心を高めてもらおうというものでして、警察

署での職場体験、あるいは各種の安全教室の中で、県警察の魅力等をアピールしておるところです。

以上、警察官の採用活動について御説明しました。就職適齢人口の減少や県内外の民間の好調な雇用情勢とも関係し、警察官の採用募集活動が厳しい状況にある中で、県警察として優秀な人材を確保することは重要な問題と認識しております。今後とも工夫を凝らした広報及び勧誘活動を実施するなどして、優秀な人材の確保、警察力の強化を図ってまいります。

説明は以上です。

◎桑名委員長 質疑を行います。

◎池脇委員 採用活動について。応募の人数が減ってきてるなかなか厳しい状況で、ことしは160名で、倍率も4倍という状況が起こってきております。それで、その中で新しく平成24年から指定してやっておられるリクルーターの活動ですけれども、もう少し、効果と今後の活動への影響等、御説明いただければと思います。

◎吉田警務部長 リクルーターの活動ですけれども、ただいま本部長から説明しましたとおり、大学卒業して4年以内の若手警察官に、出身校の生徒に対して警察に入るような説明とか勧誘を行っているものです。それで、ことし28名のリクルーターを指定して、各出身校にリクルート活動したんですけれども、本年、リクルーターの活動で勧誘して実際に受験を申し込みした者が37名ございます。去年は29名ですので、ことしは8名増加している状況です。地道な活動ですけれども、効果はあると考えておりますので、今後ともリクルーターによるリクルート活動を積極的に進めていきたいと考えております。

◎池脇委員 あと1点は、体格ですね。身長と体重の制限をなくして採用をされるようになったんです。これは全国的にそうなんですか。

◎吉田警務部長 全国的にそういう傾向にございます。

◎池脇委員 今、日本ではまだテロは起こってないですけれども、これからはテロのようなことも十分起こる可能性もあるわけで、実際にそうした犯罪が起こったときにどう防いでいくのかにおいて、やはり体格は非常に重要になると思います。先ほどの説明では体力はしっかり維持させるということでしたので。そうすると、今までは体格と体力はある程度比例していたと思うんですけれども、体力だけでやるといったときに、今後の警察官の業務の中でこの体力指導をどうやっていくのか。研修内容もかなり変えていかなければいけないと思うんですけれども、そのあたりは今後どう対応していこうとされてるんですか。

◎吉田警務部長 委員の御指摘のとおり、体格試験はなくすんですけれども、体力試験は従前のとおりレベルで採っております。したがって、一定の体力のある者は採用になっていると認識しておりますけれども、重大な事案の際に体格と体力を兼ね備えたことも必要かと存じます。まず体格試験がなくて体力だけの試験で採っているわけですけれども、

その後のテロに対応するというのであれば、体格が劣る人間でも術科技能をしっかり訓練することで対応していくことが大事かと考えております。

◎池脇委員 ある程度、体を使って、自分の身を守りながら犯罪を防止するという作業が予測外に求められる。想定していたら準備ができるんですけど。そういうことに対処するためには、本当に体力、気力がふだんから訓練をされてないと、瞬間的な対応がなかなか難しいと思います。けれども、採用の際には募集をしてもなかなか応募者が少なくなってきた、しかも犯罪の中身がかなり以前とは違ってきて、想定ができない犯罪も発生している状況の中では、相当訓練をしていかないと自分の身も守れないということが起こるわけで、しかし、一方では、採用されて警察学校に入って訓練をしても、なかなか乗り切ることができなくて途中でおやめになるということも起こっておりますので、かなり神経を使いながらしっかり育てていかなくちゃいけない、そんな状況になってきているかと思えます。しかし、本当に高知県の治安を守っていただくためには優秀な警察官を育てていただかなくちゃいけませんので、どうぞ今後ともそうした面も踏まえて、十分、採用された方がしっかり育つような訓練なり育成のプログラムをこしらえて対応していただければと思いますが、いかがでしょうか。

◎三谷総務参事官 警察署では毎週、術科の日を定めまして、1日、柔道とか剣道とかを署員でやらせておりますし、短時間逮捕術の訓練といたしまして、朝礼のときに、相手から身をかかわすような短時間の時間を利用して訓練をやっておるところです。委員がおっしゃるとおり、体力向上と維持は大事なので、日々やるようにしていきたいと思えます。

◎桑名委員長 よろしいですか。

(な し)

◎桑名委員長 以上で、質疑を終わります。

以上で、警察本部を終わります。

それでは、以上で本日の日程は全て終了いたしました。これで本日の委員会を閉会いたします。

(14時10分閉会)